



○竹内委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田畠裕明君。

○田畠(裕)委員 おはようございます。自民党的な質問の機会をいただきまして、まことにあります。田畠裕明でございます。

私は、三月にこの総務委員会の方に移動してまいりましたので、総務委員会での質問は初めてというになりますが、十五分という質疑時間、有效地に活用させていただき、質問をさせていただきたく思います。

さて、四月三日、昨日、各企業、総務省もそうでありました。新入社員、新規職員の辞令交付式、いわゆる入省式等が行われたかと思います。高市大臣も訓示をなさつたんだと思います。

通告はしておりませんから訓示は聞きませんが、新たなスタートを切られた全ての方に、何のために働くのか、また働くことによって何を実現するのかを問いかながら、何事も積極的に挑戦をし、豊かな人生を歩んでいただきたいなども思います。

また、何より、変化に対応する多様性を身につけての歩みを期待したいと思います。

さて、全国四十七都道府県の二十九年度の税収見積もりが、いろいろ報道もされておるわけですが、約十八兆九千億円規模と、昨年比三千六百億円の減収見込みとも仄聞をしているわけであります。昨年の円高等によりまして、特に地方法人住民税、地方法人事業税の減収が主たる要因とも言われてゐるわけであります。地方税収の伸びが鈍化をすること、減退するということは、地方経済の発展にも、足踏みにつながるわけであります。

総務省では、二十九年度の交付税総額の確保に精いっぱい努力をされ、臨財債の発行も極力抑制をされた予算として本年度スタートしたところであります。さらに、総務省として、地域経済の好循環のさらなる拡大に向けて、地方の財政対策、これは現場の声を大切にして、実効性を伴つて推

進に取り組んでいただきたいと思うわけであります。

そこで、きょうは、都市経営と行政コストを意識した地方自治体の運営についての観点で質問をさせていただきたいと思います。

地方に仕事をつくり、また安心して働ける基盤づくりというのは大変大切なことであろうかと思ひます。二十九年度、総務省としても、チャレンジ・ふるさとワークですかローカル一万プロジェクトなど、人材を含む地域資源を活用した地方自治体等への支援を強化し、地方交付税を含む地方の自主財源の確保、增收への取り組みを強化することが、自立した地方、住民サービスの向上につながると確信をするものでございます。

そこで、まず一点目であります。総務省として、公共施設等の立地適正化事業を創設し、新たな地財措置を講じてコンパクトシティの形成というものを図ろうと目指しているわけであります

が、どのように図るのか、まずは見解をお伺いさせていただきます。

○原田副大臣 お答えを申し上げます。

人口減少を迎える中にあつても、地域社会の活力と魅力を維持向上させるためには、コンパクトシティの形成によつて人の居住や生活サービス施設を集約化して住民の生活利便性の向上、生産性向上、投資誘発による地域経済の活性化、行政コストの削減等を図ることにより、持続可能な都市構造を実現する取り組みが重要であると考えております。

また、平成二十八年度末時点では、およそ百都市が当該取り組みを推進するための立地適正化計画を作成、公表済みであります。平成二十九年度以降、地方団体の取り組みが当該計画に基づく政策実行段階に移行することから、省域横断的な支援が求められておるところでございます。

こうした状況を踏まえて、立地適正化計画に基づき、国庫補助制度を補完し、また一体となつて実施される地方単独事業を支援するため、今回創設をされる公共施設等適正管理推進事業債の中に

立地適正化事業を設け、新たに地方財政措置を講ずることとしたしておるところでございます。

○田畠(裕)委員 副大臣、ありがとうございます。まさに、省庁を横断してこうした地方自治のまちづくりの取り組みを支援することは、もちろん大変意義深く、有意義だと思います。

これまで、コンパクトシティといえば、国交省が音頭取りとして取り組みを進めてきたわけであります。国交省的にはコンパクト・プラス・ネットワークというような施策ということにならうかと思いますが、総務省とすれば、こうした財政措置をしつかり裏づけした形の中で、今ほど御答弁ありますように、公共施設の適正化を始めた支援をしていくことであらうかと思います。

そこで、きょうは国交省の審議官にもお越しをいただいているわけでありますが、今ほど百都市ほどと御答弁もありました。が、コンパクトシティへの取り組みというのが全国各地で行われているわけであります。

都市の中心部の生活の利便性を高め、住民への求心力を持つた拠点を設けるということは、無秩序な都市開発による行政コストの肥大化を抑制し得と御答弁もありました。が、コンパクトシティへの取り組みといふのが幾つかの地方都市では生じてきているというふうに認識をしているわけであります。

また、平成二十六年度の取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけではなく、それ以外の地域についても、平成二十六年度以降、上昇の傾向を示しております。

地価の維持、とりわけ拠点地域の地価を維持することは、地方自治体の基幹的な財源である固定資産税収等の維持を図る上でも重要なと考えております。

○田畠(裕)委員 御答弁ありがとうございます。最後の方、固定資産税の維持強化のためにも重要な方であります。が、実際、私、富山市であります。が、地価の上昇というのも実績としては出ておるわけでありますし、それはそのまま固定資産税にはね返るということでありま

す。単純に住民の皆さんの負担がふえるのみならず、そのことによつて、周辺部も含め、郊外部も含めた、税の還元といった意味でのシャワー効果

をきました医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスの提供が将来困難になることが懸念されます。

このため、都市の中心拠点や生活拠点にこれらの都市機能を集約し、拠点を中心とした公共交通を持続的に確保するとともに、拠点周辺や公共交通の沿線に居住を誘導するコンパクトシティの形成を推進することが重要だというふうに考えております。

議員お尋ねの、コンパクトシティの形成と地価についての相関関係でございますが、地価はさまざまな要因によつて決まります。その中で、都市の人口密度と地価には一定の相関関係があることがわかつております。

特に、拠点地域におきましては、基盤整備が行われ、民間投資が呼び込まれる結果、人口が減少する中であつても、地価の維持などにつながるものと考えられます。

例えは富山市においては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

それに、拠点地域におきましては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

そこで、きょうは富山市においては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

そこで、きょうは富山市においては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

そこで、きょうは富山市においては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

そこで、きょうは富山市においては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

そこで、きょうは富山市においては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

そこで、きょうは富山市においては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

そこで、きょうは富山市においては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

そこで、きょうは富山市においては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

そこで、きょうは富山市においては、コンパクトシティの取り組みの結果、中心市街地及び公共交通沿線の人口の割合が増加し、中心市街地の地価につきましては、路面電車の環状線の新設区間だけでもあります。

固定資産税は、やはり地方自治体、特に基礎的自治体の基幹税ということに相なるわけでありますので、今、国交省さんの御答弁ということであつて、特に地方交付税の総額も非常に、なかなか厳しい中での地方財政のやりくりというのが頗著であるということもありますから、そこの取り組みについてはこれからも私も注視をしたいと思うわけでありますし、そうした成功事例、しっかりと展開できるようにもお願いをしたいと思うわけです。

もちろん、今ほどのそうした中心部、拠点部の開発や利便性の高まりのみならず、住民の生活の拠点というのは、いろいろな地域の中であれば、当然、郊外部であつたり中山間地であつたり農地に囲まれた、そうしたいろいろ多面的な機能を發揮するという立地条件の中で生活をされている方も非常に多いわけであります。そうした方々も含めてその都市、地域を支えているということになると、むしろそつした郊外部、周辺の方においては、より愛着を持つて代々住み続けているというような地域、場所というのは圧倒的に多いのではなかろうかなと思つております。

改めて国交省さんにお聞きをしたいと思いますが、行政側の視点のみならず、コンパクトシティーの取り組みによる地域住民の具体的なメリットについてどのように整理をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○廣瀬政府参考人 お答えいたします。

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは、人口減少社会におきましても、福祉、医療等の生活機能が確保され、高齢者を中心とする住民が安心して暮らせる町を実現しようとしているものでございます。

すなわち、中心部だけではなくて、郊外の地域住民にとってのメリットとなるコンパクトシティー政策の効果としては、まず、生活利便性の維持向上が挙げられます。

ある程度の人口がまとまって居住することによ

りまして商圏が成立して、サービス業の生産性、採算性が向上することで、福祉、商業等の生活サービスが持続的に維持され、これらのサービスに徒歩や公共交通で容易にアクセスできるようになります。このように歩いて暮らせる町となることで、外出が促進され、健康の増進にもつながると思います。

また、都市のコンパクト化は、財政面での持続可能な都市経営に寄与する効果がございます。公共施設やインフラの維持管理業務、あるいは除雪、ごみ収集などの行政サービスの効率化等により、市民一人当たりの財政支出の抑制につながることが期待されます。

このようない行政経費の縮減、先ほどお答えいたしました地価の維持を通じた固定資産税収等の維持は、ひいては行政による地域全体の住民サービスの確保、充実につながり、広く市民のメリットになると考えております。

○田畠(裕)委員 ありがとうございます。

先ほどの一問目では、公共施設等の立地の適正化についてちょっと触れさせていただいたわけであります。が、老朽化した公共施設の改修ですか、廃止された未利用地の整備ですか、また、

防災拠点となる公共施設の耐震化への対応とい

うのも地方自治体は迫られているわけであります。

昨今、P.F.I.ですか、P.P.P.ですか、民間企

業との連携といふものも大いに実績も上がつてしまっているところであります。総務省では、地方自治体に公共施設等の総合管理計画の作成を依頼し、二十八年度末で一〇〇%計画が策定されたとも聞いています。本年度から実行段階に移るというわけであります。が、財政面ばかりを強調すれば、地元が安心して暮らせる町を実現しようとしている

といったふうな懸念をされるわけであります。

改めて、今年度、新たに地財措置として公共施設の集約化、複合化事業、長寿命化を推進するわけであります。が、財政面ばかりを強調すれば、地元が安心して暮らせる町を実現しようとしている

といったふうな懸念をされるわけであります。

○原田副大臣 お答えをいたします。

時間ですから、質問を終わらせていただきま

す。ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、稻津久君。

○稻津委員 欧はようございます。公明党の稻津

でございます。

きょうは、三点にわたり質問をさせていただき

ます。

時間もありませんので、早速本題に入りますけ

れども、まず最初は、先般、三月三十一日に申請

提出されましたゆうちょ銀行の認可申請につい

てお伺いしたいと思います。

このことはもう既に報道等でも明らかにされて

いますけれども、例えば、口座の貸し越しサービ

スは限度額五十万円を想定ということ、それから

地域金融機関との連携に係る業務、それから市場

運用関係業務、この三点の認可申請がゆうちょ銀

りまして商圏が成立して、サービス業の生産性、

採算性が向上することで、福祉、商業等の生活

サービスが持続的に維持され、これらのサービス

に徒歩や公共交通で容易にアクセスできるよう

になります。このように歩いて暮らせる町となるこ

とで、外出が促進され、健康の増進にもつながる

と考えております。

また、都市のコンパクト化は、財政面での持続

可能な都市経営に寄与する効果がございます。公

共施設やインフラの維持管理業務、あるいは除

雪、ごみ収集などの行政サービスの効率化等によ

り、市民一人当たりの財政支出の抑制につながる

ことが期待されます。

また、都市のコンパクト化は、財政面での持続

可能な都市経営に寄与する効果がございます。公

共施設やインフラの維持管理業務、あるいは除

雪、ごみ収集などの行政サービスの効率化等によ

り、市民一人当たりの財政支出の抑制につながる

に郵政民営化委員会に対しまして、この申請について意見を求める手続をとつたところございました。同委員会の意見も踏まえながら、速やかに審査を進めてまいります。

○福津委員 ゼひ、しっかりと進めていただきたいと思います。

○福津委員 ゼひ、しっかりと進めていただきたいと思います。

郵政民営化法を制定して以降、一番求められてるのは、いわゆるユニバーサルサービスの提供ということで、しかし、現場では相当御苦勞なされて事業運営されているのも承知をしております。

現実に、このユニバーサルサービスを維持していくながら、では、例えば日本郵政グループの状況はどうかというと、もうこれも御存じですけれども、日本郵便の取扱率が減ってきてている。それから、金融代理業務、これはふえてるので営業収益は若干増加していますけれども、人件費が非常にかかっているので、ここも結局は增收減少になっていますけれども、保有契約数の減少等により収益は減つてきているということ、減収減益ですね。

それから、今お話をあつたゆうちょ銀行、預金残高百八十兆ということで大きく変化してしませんけれども、いわゆる低金利により資金利益が減少している、約一千億円ぐらい減つていているということで、こういったことを踏まえていくときに、ユニバーサルサービスをいかにこれから継続して提供していくかということは、これは我々も真剣に考えて対応していかなければいけないところにあると思います。

そのようなことで、ゼひ、今回のこの申請に対して、しっかりと取り進めていただくことをお願いさせていただきます。

二つ目の質問なんですが、これは余り国会でも取り上げてこられたような形跡はないといふうに思つておりますが、非常に大事な観点で

すので、きょうはあえてこのことを取り上げさせていただきます。

北海道の室蘭市、ここにあります私どもの同僚議員から市長に対する質問がありまして、それは国保の治療用装具、補装具ですね、例えばギブスとか義足とかですけれども、こういったものの療養費について、受領委任払い、受領代理制度、これを導入するということを方針として決めました。

このことに関連して伺いますが、今私が申し上げましたように、義肢とか義足とかいったもの、いわゆる治療に基づいた上での装具を購入するというか使用していく、この取り組みなんですが、現行の制度では、患者が一旦治療用装具の費用を全額払う、全額払った上で、領收書をもらつて、市の国保の窓口等に行って、そして後から療養費として受け取る、償還払いシステムになつてているということ。

では、患者の側から見るとどうなるのかというと、今の制度ですと患者が一旦費用を全額払うわけですから、時に大変高額な費用になります。例えれば義足などと、一足当たり四十万は超える

だらうと言われています。そして、その高額な費用を、後に、国保ですと七割分返つてくるという

ことになるんですが、結果的に事務手続を経ると約一ヵ月半後ぐらいになるということです。これは患者、利用者の側からも何とかならないだろうかと、いう声があつたというふうに聞いています。それを、室蘭市が、ではやりましょうということになつたわけなんです。

行政の側から見ると、これは大変厄介なことか

意見を踏まえて検討がなされているというふうに聞いているところでございます。

○福津委員 今、一般論としてのお話を伺いました。行政のサービス、改革の観点等々でお話しいただいたわけなんですか、きょうは厚労省の方からもお越しいただいています。

○福津委員 今、一般的に事務処理負担も軽くなるの

観点で見ると、職員の事務処理負担も軽くなるの

ではないか、こういった見解もあります。

室蘭市の場合は、市はもちろんすけれども、医師会、関係業者等々とよく話し合って、制度設

計に向けて協議に入ることで、大きな前進

であるという評価が報道等でもありました。

このことについてお伺いし

たいんですけども、まず総務省、室蘭市を初め幾つかの自治体でこうした取り組みを行つていますが、このことについてどのように理解をしていらっしゃるのか、お伺いいたしたいと思います。

○安田政府参考人 お答えいたします。

行政改革の観点で申し上げさせていただきたい

と存じますが、総務省いたしましては、厳しい財政状況にありまして、質の高い公共サービス

を効率的、効果的に提供する観点から、地方公共団体において、ICTの活用や民間委託等の推進などによる業務改革を進め、簡素で効率的な行政

体制を実現することが必要との基本的認識を持つ

ているところでございます。

このため、総務省では、平成二十七年八月に総務大臣通知を発出いたしまして、各地方公共団体における地方行政サービス改革の推進を要請して

いるところです。

各地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、コスト削減やサービス向上が図られる業務を適切に選定した上で、自主的、主体的に業務改革

に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

なお、御指摘の治療用装具につきましては、厚生労働省において、患者や保険者などさまざまなもの意見を踏まえて検討がなされているというふうに聞いているところでございます。

○福津委員 今、一般的に事務処理負担も軽くなるの

ではないか、こういった見解もあります。

受領委任制度の導入については、こうした対応

を見きわめた上で検討すべき課題といふうに考

えております。

○福津委員 今、答弁でおわかりのとおり、今のところ決して前向きな方向に向かつてはいられない

だらうなど認識しています。

○福津委員 今、答弁でおわかりのとおり、今のところ決して前向きな方向に向かつてはいられない

だらうなど認識しています。

問題は、患者の側に立つてみたときに、病院に行つて診察を受けて、そして医師の指示が補装具の製作事業者に行くわけです。そして、患者はその補装用具の事業所に行つて義足などをつくつてもらうわけですね。そこで全額払つて、今度はその領收書を持って国保、市町村の窓口に行つて、そして請求するわけですよ。それは、例えば、今申し上げましたように、体に障害が残つた、高齢者の場合もある。全国で、少ないとはい

え、一%行つてゐる自治体があることを考えてみると、これはぜひ今後受けとめて、しっかりと取り組んでいただきたいことです。

問題は、監督官庁とか所管先が今のところはつきりしていなんですよ。厚労省、ぜひそこは重く受けとめて進めいただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

最後に、時間がなくなりましたが、夕張市の財政再建計画の変更の大臣同意について伺います。

三月七日に、夕張の向こう十年間の財政再建、再生とあわせて、地方創生の観点から、今後どういうまちづくりをするのかということで、積極的な事業も提案しました。それで大臣同意を得られたということで、私は、まず総務大臣に大変感謝を申し上げたいし、このことは多くの方々に高い評価をいただいているというふうに認識をしております。

具体的な事業の中身については触れませんけれども、いずれにしても、これらのことを見実に行つていくことが、将来夕張市の再生に確実にながつてくる、こう思っています。

ただ、その中で特に取り上げておきたいのは、職員給与。これは現行の平均一五%削減から九%削減に変更していただいた。これも大変な御英断をいただきました。

問題はここから先のことなんですねけれども、一つは、職員の新規採用がほとんどなされていないので、部分的に、世代的にエアボケットができるということ。例えば、研修等に行きたくとも、小規模自治体共通の悩みかもしませんけれども、実は、研修に行けばその分の事業が穴があいちやいますので、ここをどう担保するのかという問題もある。

そこで、確かにこの夕張市の職員の確保については全国の最低基準のところに位置づけられていますけれども、今後、夕張市の努力次第で採用の若干増は可能かどうか、ぜひそういうことを検討していただきたい。

こういうことを踏まえて、大臣に、これらの所

見と職員の新規採用また職員研修についてお伺い

したいと思います。

○高市国務大臣 今回、財政再生計画の見直しに

当たつては、財政再建と地域の再生の両立を目指す中で、歳入の確保や歳出の削減によつて生み出された財源は、住民サービスの充実ですか地域

再生に資する事業の実施に優先的に充てるということにしまして、対応できる財源の範囲で一定の増員を認めるということいたしました。

ですから、本来でしたら新規採用の職員数をさらにふやせばということで、今、稻津委員からの御指摘だと思いますが、今申し上げましたような事情から、北海道などからの派遣職員をできる限り活用することにして、夕張市における新たな職員採用は、その中で必要となる範囲において行うこととしました。

今後の職員の増員ですけれども、夕張市における財源の確保ですか他の都市の職員体制の水準の状況などを踏まえて、必要に応じて夕張市と協議をさせていただきます。

それは、夕張市だけではないのですが、小規模な自治体においての職員研修でございますが、これは非常に大切だと思います。特に、地方分権の推進ですか地方創生の必要性などで、小規模な自治体においても、地域の課題についてみずから考え解決していく政策形成能力を持つた職員の育成というのが不可欠でございます。

これまで、総務省では、各自治体に対して、人材育成基本方針や研修に関する基本的な方針の策定と取り組みを促してまいりました。それから、各自治体に対して、広域共同研修の活用ですか、自治大学校など全国的な研修機関の有効な活用など、職員研修の充実と多様化に向けた要請を行つてまいりました。

○稻津委員 終わります。

○竹内委員長 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 おはようございます。民進党の逢坂誠二でございます。

それでは、質問させていただきたいと思います。

私は、民主主義を考える上で情報というものは非常に大事なものである、主権者である国民の皆様にしっかりと情報が伝わっていること、あるいは、求めに応じて単に情報を出すということだけではなくて、求められる、求められないにかかわらず、主権者としてさまざま判断をしていく上で重要な情報についてはきちんと提示をされていて、これが非常に大事だというふうに思つて

います。その意味で、我が国では、おくればせながらではありますけれども、二〇一一年に公文書管理法が施行され、公文書管理についてもある一定のルールが定められたわけあります。この公文書管理法については、福田元総理が非常に強い熱意を持ってこの法律を国会に出され、当時、福田元総理から声かけをいただいて、私もこの制定に随分お手伝いをさせていただきました。

そして、公文書管理制度もできた、それから、以前から情報公開制度もあるということで、日本の情報公開や公文書管理、情報管理は少しレベルアップするのかなというふうに思つていたんですねが、どうも状況を見ると必ずしもそうも思われない。逆に、毎度の国会のたびに、文書があるとかないとか、情報を出すとか出さないとか、出せとか出せないとか、こんなやりとりに終始する場面が非常に多いわけであります。

これは私は非常に無駄なことだなというふうに思つていますし、行政の持つている情報というのは、何もこれは行政のものだけではありません、国民の財産だというふうに思いますので、そういう観点からいと、この公文書管理や情報公開の仕組みをもう少しブランシュアップしていく必要があります。

そこで、きょう、少し細かい話になるんですけどね、何もこれは行政のものだけではありません、例えば、この公文書管理あるいは情報公開についてお伺いしますけれども、この公文書管理あるいは情報公開法上、開示請求の対象となる行政文書について、保存期間というものを要件としているため、開示の実績についても、保存期間に着目した把握は行っておらないところでござります。

れども、何点か、この公文書管理あるいは情報公開についてお伺いをしたいと思います。

まず最初に、山下行管局長にお越しいただいておりますけれども、保存期間一年未満の行政文書というのは、これは情報公開の対象になつているんでしょうか。

○逢坂委員 保存期間一年未満の行政文書も開示請求の対象になるということなんですが、私は、ただ、国民の立場に立つてみると、保存期間一年未満の文書というのは、ほとんど国民にとってみると存在すらわからないのではないか。保存期間一年を超えると、行政文書ファイル管理簿に登載されるなどして文書の存在というの明瞭化になつてくるわけですが、一年未満の文書だと、ほとんど存在がわからぬうちに廃棄されてしまうという気がするわけです。

引き続き総務省にお伺いしますけれども、保存期間一年未満の行政文書の情報公開実績はあるのかということ、あわせて、もしわかれればなんですかけれども、情報公開の全件数のうち、保存期間一年未満の行政文書の公開割合というのはどのくらいになつてあるのか、わかれれば教えていただけますか。

○山下政府参考人 今お答え申し上げましたように、情報公開法上、開示請求の対象となる行政文書について、保存期間というものを要件としているため、開示の実績についても、保存期間に着目した把握は行っておらないところでござります。

○逢坂委員 保存期間の長い短いによって開示するかしないかのルールがないので、それに基づく情報の整理はしていないという答弁だったと思うますが、それはそれで仕方がないのだろうと思うんですが、私は現実問題として、一年未満の文書を国民が情報開示請求によって請求するということはほぼ、場合によつてはあり得ないのではないか。よっぽどその問題に精通していく、近づいている人でなければわからないのではないかという気がするわけであります。

今後、これは公文書管理法上の問題になるんですかけれども、保存期間一年未満の文書というものの存在について、これを認めるべきかどうかといふのは少し議論が必要だらうなというふうに思つています。これは多分この委員会ではなくて内閣委員会ということになるのかもしれません、そこで、次に、きょうは内閣府から田中審議官にもお越しいただいておりますが、これも我々よく公文書を議論するときに問題になる話なんですが、公文書の保存期間が満了した。満了すれば、廃棄をするか公文書館への移管かという判断をされるわけでありますけれども、保存期間が満了しても、廃棄も移管の手続もしないでたまたまそのまま文書を置いてあつたというケース、これは結構あると私は思っています。この際に、その文書をそのまま当該役所で保持していた場合は、それは行政文書というふうに言えるのかどうか、この点、いかがでしょうか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。  
公文書管理法においても行政文書は情報公開法と同じ定義でございまして、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」というふうにされております。  
したがいまして、公文書管理法上、仮に保存期間満了後も当該行政機関が保有しているものが存在する場合には、それが当該行政機関の職員が組

織的に用いるものであれば行政文書に該当するものというふうに考えているところでございます。

○逢坂委員 田中審議官、追加してもう一点お聞きしたいんですけれども、今保存期間を満了してもそのまま置いてあればそれは行政文書であるというふうにおっしゃった中で、組織的に用いるものであればという限定がつきましたけれども、それはどういう概念なんでしょうか。

○田中政府参考人 お答えいたします。  
組織的に用いるものであるかどうかという点でございますけれども、職員が、例えば個人の便益のためにのみ作成または取得するものかどうかといった文書の作成または取得の状況、他の職員もその職務上利用しているかどうかといった当該文書の利用の状況、それから、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものかどうかといった保存の状況などを総合的に勘案して実質的な判断を行うということになつてまいります。

○逢坂委員 くどいようですけれども、保存期間が満了した、満了して、そのまま廃棄の手続もあるいは移管の手続も行つていない、そういう場合役所ではその文書をどこかへ移すということは通常考えがたいような、例えば紙媒体の文書であれば考えがたいようなイメージを持つんです。が、要するに、保存期間中の行政文書であつたものが保存期間満了後もそのままの状態でもしあるが、要するに、保存期間中の行政文書であつたものが保存期間満了後もそのままの状態でもしあるとするならば、これは行政文書という理解で一般的にはよろしいでしようか。

○田中政府参考人 お答えいたしました。  
行政文書の該当性の判断につきましては、保存期間の満了をもつて直ちに変更されるものではないというふうに考えております。

省に改めてお伺いしたいんですけども、保存期間満了後の行政文書を破棄もしない、移管もしない、そうして当該役所内で保持していた行政文書、これは情報公開の対象になり得るかというこ

と。あわせて、これはもしお答えになれるようならお答えしていただきたいんですけど、先ほどの内閣府の答弁によりますと、保存期間が満了した文書で、要件が変われば、それは行政文書にならないもの場合によつてはあるかもしれないという可能性を言つていただきたいたんですけど、保存期間が満了後行政文書を廃棄も移管もせず当該役所内で保持していた単なる文書、かつては行政文書であったけれども、それは情報公開の対象になるか。

○山下政府参考人 情報公開法上、開示請求の対象となる行政文書については保存期間を要件としておりませんので、現に当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有している文書であれば、保存期間が満了しているものであつても行政文書に該当し、開示請求の対象となるものでございます。

○逢坂委員 くどいままして、契約書を含む国有財産の取得及び処分に関する決裁文書については三十一年の保存期間が定められておりまして、本件から提出された売り払い申請書、登記関係文書等が含まれております。

委員のお話の中になりました面会等の記録についてでございますけれども、面会等の記録については、その保存期間は一年未満とされておりまして、保存満了時期については、時期を明確化する観点から事案の終了後とする取り扱いをしておりまして、本件については、昨年の六月、売買契約締結をもつて事案終了としておりますので、それについては存在しないというところでございます。

後段でお尋ねいただきました、具体的に行政文書に該当するか否かにつきましては、例えば当該文書が組織として管理している共用の保存場所で保存されているものかどうかといった保存の状況などを総合的に考慮して実質的に判断が行われるもの、そういうこととされております。

○三木大臣政務官 お答え申し上げます。

財務省におきましては、文書管理法の規定に基づき制定しております財務省行政文書管理規則にのつとり文書管理を行つてているところでござい

ます。同規則に基づきまして、契約書を含む国有財産の取得及び処分に関する決裁文書については三十一年の保存期間が定められておりまして、本件に

改めて、確認の意味で答弁をお願いしたいんですが、今回の森友学園への国有地売却の経過を記録した文書、面会録のようなもの、誰がどういう発言をしたかといったようなことを細かく多く財務省ではメモにとっておられると思うんですが、これらの文書は今存在はしているんでしようか。

○三木大臣政務官 お答えいたします。

売買契約締結をもつて事案終了としていること

でござりますので、日にちといふものは確定しておりませんけれども、速やかにその事案終了の時点で廃棄されたといたところでございます。

また、どのように、何枚廃棄したのかということがございますけれども、公文書管理法上、保存期間が満了した行政文書は国立公文書館等に移管し、または廃棄しなければならないとされておりまして、財務省行政文書管理規則では、内閣府のガイドラインを踏まえまして、歴史公文書等に当たらないものは廃棄することとしております。

また、同規則では、保存期間が満了した行政文書を廃棄した場合は、当該文書に関する行政文書ファイル管理簿を削除するとともに、廃棄簿に記載されなければならないこととされておりますけれども、保存期間一年未満の行政文書については、公文書管理法上、行政文書ファイル管理簿への記載を要しないとされていることから、廃棄簿にも記載しております。このように、廃棄の記録は残つてないため、具体的にいつ廃棄されたか、あるいは何枚廃棄されたかということは、お答えすることは困難でございます。

○逢坂委員 そうなんですね。契約をしていく上で一番もとになる、もとデータといいましょう

か、どういう具体的なやりとりをされたかという

ところの文書については、それは存在すらも、行政文書のファイル管理簿にも載せないし、いつ廃棄したかもわからぬし、これは全く、国民の目線から見ると、一番大事なところの情報がマスクされている、そう思はざるを得ないんですね。

私は、ここで、予算委員会のように、それは悪いだろ、出せとか出すなどいふうなことをあえて言いたいわけではなくて、公文書管理法上、あるいは国民の共有的財産である公文書が、そういう観点から見ると、最も大事なデータがないがしろにされているような気がして、ようがないんですね。そのものになるデータがなければ、後につくられた契約書やいろいろな経過も、幾られいに書いてあっても、淨書されてあつたとしても、

それを裏づける、それが本当に正しいのかということが私はわからない、そういうふうに思うんであります。

（

次に、財務省にお伺いしたいんですけれども、それでは、森友学園への国有地売却の意思決定の経過がわかる文書といふのは存在しているんでしょうか。先ほどは契約書などの存在をお示しをいただきましたけれども、いかがでしようか。

○三木大臣政務官 今回の森友学園の国有地売却につきましての意思決定に関する文書ということになりますけれども、先ほどもお答え申し上げましたけれども、財務省行政文書管理規則にのつたり文書を管理しているところでございます。

（

○三木大臣政務官 今、国有地売却の意思決定にのつたり文書を管理しているところでございます。

○逢坂委員 形式的な文書は存在しているといふことは、それは当然だと思います。それがなければ役所としては全く不備なことでありますから、

そういうものはあるのは、私はそうだと想うのですが。

○三木大臣政務官 一年未満といふルールにのつて廃棄された文書につきましては、もはや存

在しないものでございますので、細かな部分についてはお答えできかねますけれども、先ほども申し上げましたように、その内容、エッセンスといふものは最終的に残された文書の中に集約されて

いる、組織の意思決定といふものがその文書の中

に集約されているというふうに考えておるところ

でございます。

○逢坂委員 私、そこが問題だと思うんですよ。

私も、役所にいたころは熱心にメモをとりました。メモをとつて、そのメモからやはりそのエッセンスをとるというのは、私もそれはそうだと思

います。

○三木大臣政務官 公文書管理法の制定にかかわ

られた委員の思いといふものも重く受けとめてお

りますし、その御労苦とか御努力に対して心から敬意を表するものでございます。

○三木大臣政務官 公文書管理法の制定にかかわ

られた委員の思いといふものも重く受けとめてお

りますし、その御労苦とか御努力に対して心から敬意を表するものでございます。

○三木大臣政務官 公文書管理法という

ものが制定されて、残すべき文書と廃棄してもい

い文書というのが分けられているというのは、まさ

に国家の意思決定の過程を後世に残すため、歴

史的価値であるとかあるいは国民に対する、国民

の知る権利に対する國の責任を果たす、そういう

意味での文書の保存というものがこの法律の中

に詰め込まれ、そこで保存されているというふうに我々も認識しております。

その上で、今回の財務省の対応についての所感

でございますけれども、財務省としましては、公

文書管理法やガイドラインに基づきまして制定さ

（

）

変える必要があるというふうに思っています。

この問題はちょっと脇に置くとして、それで、政治家としての政務官にお伺いしたいんですけども、私、今回の森友問題の大きなペールといふうに認識しております。

（

）

○逢坂委員 もう少し具体的に教えていただきたいんですけれども、廃棄した文書と、契約書など、の類いのものが残っているものと、載つている情報でどんな違いがありますか。

（

）

○三木大臣政務官 一年未満というルールにのつて廃棄された文書といいますのは、保存されている文書、最終的には決裁文書の形で組織のもとに組織の意思決定として残されている分のものになつたものでございますして、その意思決定の過程であるとか、あるいは概要、そういうものは残されておる決裁文書の中に集約されているというふうに受けとめております。

（

）

○逢坂委員 残されている決裁文書に集約されている。そこに集約されなかつた情報とはどういうものがあるんですか。

（

）

しかも、私は事務屋さんとして聞いているので

（

）

はなくて政治家として聞いているんですですが、三十年や四十年前のことだつたら、文書があまりませんからわかりませんと言ふことは、これは可能だと思いますよ。そういう場面も仕方がないと思いまます。だけれども、たかだか二年や三年、そのぐらいの時間軸の中の話ですから、関係者から聞き取りをすることだつて十分に可能だろうし、メモだつて私は本当に廃棄されているのかどうかわからぬんですけれども、少し財務省のこの対応を思ひますよ。だから、たかだか二年や三年、そのぐらいいがんとうに思われますか。いかがですか。

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

れた行政文書の管理にのつとつて適切に文書管理を行つておるというふうに認識しておりまして、それに基づいて、委員からいただいた御質問また疑問点について真摯にお答えしておるというふうに思つております。

○逢坂委員 公文書管理法上のルールあるいはガイドライン、そういうものにのつとつてやつておるといふその発言は、それはそう聞きますよ、聞こえますよ。だけれども、具体的にその中身がわかるような対応を全然されていないじゃないですか。それで本当によいのですかという問い合わせなんですね。まあ、これ以上は答えられないと思いますので、やめにしますが。

最後に、政務官。

もし、今回の個別の面会記録のようなものでありますとか、いわゆる廃棄されたと言われているものが万が一現に存在していた場合は、先ほど来る総務省と内閣府とのやりとりの中での行政文書としての扱いになる可能性が非常に高いわけであります。これは情報公開の対象になります。

情報公開請求があつたときに、その文書は存在しないというようなことで情報公開請求に応じないといふことになれば、これは法律違反ということになりますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

○三木大臣政務官 委員の御質問でござりますけれども、仮定としての御質問にお答えすることはできかねますけれども、繰り返しになりますが、財務省は、公文書管理法の規定に基づき制定されている財務省行政文書管理規則や同規則細則について文書管理を行つております。

その上で、仮に保存期間満了後も文書を廃棄せず保存し続ける場合には、公文書管理法の規定に基づき保存期間の延長の手続を経ることになりますけれども、本件国有地の処分に関する面会の記録につきましては、その延長の手続を経ていないため、残されてございません。

○逢坂委員 全く済然としないんですが、あえて政務官に来ていただいたのは、やはり事務屋さん

ではない、一步踏み込んだ政治家としての見地からの判断みたいなものを発言していただきたかたなというふうに思つております。ちょっとときようは残念な気がいたします。

ただ、公文書管理法上の問題点、一年未満の文書についてはこれは相当問題がありといふように思つておるので、今後、この問題は、田中さん、別の場でまたやらせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、政務官、おつき合いいただきましてありがとうございます。お引き取りいただいて構いません。

それでは次に、ふるさと納税の話をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税は、随分、全国でもいろいろな自治体が活用している。ただ、返礼品の問題があるて、総務省も四月の一日に自治法に基づく技術的助言を発信しているわけです。

改めて、ふるさと納税を議論していたときには、こんな話がされていたかといふのを振り返つてみたいと思うのですが、平成十九年の十月にあるふるさと納税研究会報告書というものが出来ております。これは、総務省であるふるさと納税についていろいろ議論をしたときの報告書であります。

これを見ると、非常におもしろいことが書いてある、おもしろいというか、有益なことが書いてあります。

「ふるさと納税」が実現すれば、「納税」を受けた全国各地の地方団体は、その出身者や関心を持っている人々に、その魅力をお伝えする必要があります。その魅力をお伝えする必要が出てくる。「ふるさと納税」によって、納税されたお金がどのように使われるのか、それによってどのような成果が期待されるのか、など効果的な情報提供の自治体間競争が刺激されるだろう。この切磋琢磨は、「ふるさと」の地方団体と住民に、納税をもつて相応しい地域のあり方をあらためて考えてもらう貴重な機会となるだろう。

さらには、こういうことも書いてあります。

「ふるさと納税」によって、納税者と地方団体の間にいわば「相互に高め合う」新しい関係が生まれるのである。

ふるさと納税を導入するときの研究会の議論では、こんなメリットが生まれるんだ、だから自治が進化していくんだということを言っていたわけですが、率直に、高市大臣、ふるさと納税をこの間やつてみて、今の時点での研究会報告書が期待しているような状況になつておるかどうか、いかがでしょうか。

○逢坂委員 私は、多分、この研究会報告書が出てたときはもう少し別のイメージだったのかなというふうに思つておるんですけど、今のふるさと納税は、自治を進化させるというよりも、やはり納税した人がどれほど返礼品によつて見返りをたくさんもらえるかというところに力点が行き過ぎているかと思つております。

○逢坂委員 私は、多分、この研究会報告書が出てたときはもう少し別のイメージだったのかなというふうに思つておるんですけど、今のふるさと納税は、自治を進化させるというよりも、やはり納税した人がどれほど返礼品によつて見返りをたくさんもらえるかというところに力点が行き過ぎているかと思つております。

実は、この研究会報告書の中でもこの点を指摘されておりまして、こういうふうに書いてあるんですね。

寄附を集めため、地方団体が寄附者に対しても特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強く行うなど、「ふるさと納税」制度を濫用する恐れへの懸念もある。過度な濫用を防止するため、一定の制度的措置を講ずる必要があるとの意見もあつた。

しかしながら、このような事態は、基本的には各地方団体の良識によつて自制されるべきものであり、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の設定が必要ということにはならない

各地方団体の良識ある行動を強く期待するものである。

ということで、今回のこの返礼品競争のようなことを研究会報告の段階でも懸念していた。しかし、本来それは自治の現場で解決してくれば、というようなことで、良識ある行動を地方団体に期待するということになっていたわけでありました。

私は、この時点ではこれは非常に冷静だったとういうふうに思うんですが、今回、総務省が四月一日に、返礼品についてある一定の考え方を技術的助言として提出しました。それから昨年の四月にも似たような、今回とは若干内容は違っていますけれども、出していますけれども、総務省がこうしたものをおささげるを得ないその背景、これはどういうことになつていてるんでしょうか。

○高市国務大臣　当時の報告書では、逢坂委員おつしやつたとおりの記述がございます。  
返礼品の送付は、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取り組みとして行っているものでございますから、まさに報告書にあつたように、本来、地方団体の良識ある行動が期待されるものでございます。

一方で、このふるさと納税の実績額が大きく増加する中で、民間事業者が運営するポータルサイトも充実してきて全国の返礼品の比較が容易になつたということも相まって、地方団体間で返礼品競争が過熱している状況になつています。

これまで総務省は、通知を発出して、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品用いないよう地方団体に要請をするといつこととともに、個別団体の返礼品の見直しについて担当部局が都道府県と連携しながら働きかけをしてきたんですね。れども、なかなか改善が見られず、こうした状況を踏まえて、今般、有識者や地方団体の実務者の御意見をお伺いした上で、一定の改善策を取りまとめました。

しかしながら、やはりまずは通知を発出してお

札割合のあり方も含めて具体的な考え方をお示しし、各団体に對して、ふるさと納税を健全に発展させるという観点から、制度の趣旨に沿つた御対応をいたしました。

○逢坂委員　私は、総務省がこういつた通知、技術的助言をせざるを得ないその背景については、必ずしもそれを理解しないわけではないんですけども、本来、制度発足の趣旨からいえば、自治

体みずからが、こういう状況が発生したときに、自分たちの力でこれを解決していく、そういう動きになつていくことが健全な、当初予定されたいた姿ではないかと思つています。

私は、このふるさと納税に限らず、二十数年前の、地方分権の声が上がつてきた、衆参で一致して地方分権の決議をしたわけでありますけれども、あのときの精神が、あれから二十数年経過しても、あのときの精神が、あれから二十数年経過しても、徐々に失われてきて、いるのではないかといつた姿ではあります。

最後に一言だけ、この点について、大臣、何かあれば聞いて終わりたいと思います。

○高市国務大臣　ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取り組みとして返礼品送付をしておられるわけですから、逢坂委員おつしやるとおり、本来、やはり地方団体がみずから責任で自主的に良識ある取り組みを行つていただきたいことが望ましいんですね。

今回、通知を発出す前に有識者や地方団体の実務者からヒアリングをしたと申し上げました

今回、通知を発出するに至りました。しかも、返礼品に特化した形の通知を発出するに至りましたけれども、何とか今度こそ各地方団体で制度の趣旨に沿つたお取り組みをいたくように期待をいたしております。

○逢坂委員　ありがとうございます。  
○竹内委員長　次に、高井崇志君。

おつきよも、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

きょうは、N H K 会長に、お忙しいところ、またお越しをいただきました。三月二十一日の当委員会でN H K 予算審議がありましたが、時間が大変短くて、また会長にも十分お答えいただけなかつた点もありますので、少し最初にN H K の会長に何点かお聞きをしたいと思います。

三月二十一日の当委員会で、私は、公共放送であるN H K が視聴率というのをそんなに気にする必要があるのか、スボンサーがないわけですか、それで、徐々に失われてきて、いるのではないかといつた姿ではあります。

最後に一言だけ、この点について、大臣、何かあれば聞いて終わりたいと思います。

○高市国務大臣　ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取り組みとして返礼品送付をしておられるわけですから、逢坂委員おつしやるとおり、本来、やはり地方団体がみずから責任で自主的に良識ある取り組みを行つていただきたいことが望ましいんですね。

けれども、「スクープドキュメント」と、まさにスクープだといつて、ホテルの一室で安倍総理と外務省幹部と秘書官が外交機密を話しているところを独占的にN H K だけがカメラで撮つて流しているということがあつたり、あるいは、三月二十一日も言いましたけれども、南スーザンの撤退の情報をいち早く岩田解説委員が入手をして、それを夕方のニュースで他社に先駆けて長々と放送され

ていたと。

あるいは、これも当委員会で去年取り上げたんです、去年の六月、文芸春秋、メディアは違いますけれども、この岩田明子解説委員が、安倍洋子さん、安倍総理大臣のお母様に、自宅に行つて、徐々に失われてきて、いるのではないかといつた姿ではあります。

我々の言葉では地域主権改革なんという言い方もさせていただきましたけれども、私は、その精神が薄れてきて、いるような気がして、これが非常にゆゆしき状況だなという感じを持っています。

最後に一言だけ、この点について、大臣、何かあれば聞いて終わりたいと思います。

○高市国務大臣　ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取り組みとして返礼品送付をしておられるわけですから、逢坂委員おつしやるとおり、本来、やはり地方団体がみずから責任で自主的に良識ある取り組みを行つていただきたいことが望ましいんですね。

—

権との距離ということに関しましては、番組やニュースについては、たびたび答弁させていたたいていますけれども、公平公正、自主自律の原則のもと、報道機関としての自主的な判断に基づいて取材、制作に当たっております。

私が問題にいたしました前回、NHKの子会社がそんなに競合他社を追い越して利益を追求する、しかも、それがNHKの関連会社であるから有利な状況を生んでいるということを質問させていただきました。それは、具体的には、NHKエンタープライズあるいはグローバルメディアといふ映像をつくる会社が、NHKが持っている映像素材を有利な条件で貸し出しができちゃつているんじゃないのかと。

活動に関する外部からの意見、苦情を受け付け、その適正性を審査するため、平成十四年度から関連団体事業活動審査委員会を設置いたしております。この委員会には、外部の公認会計士、弁護士にも参加していただいております。

その審査結果につきましては、経営委員会に報告し、公表をいたしております。

○高井委員 NHKの職員の方に聞くとそういうお答えなんですが、これは実は結構構造的な問題であって、NHKが持っている素材をNHKの子会社がほかの会社にどうふうこう、最後を決

ですから、私は、受信料をただ集めて営業経費を削減すればいいという問題ではないと考えていました。こういった不祥事もありますし、受信料を集めるとということは、単に集金するだけじゃなくて、いろいろNHKの役割とかを視聴者の方にもわかつていただく、そういう大きな使命もあるわけですから、もう私はこれ以上外部委託を進めるべきではないと考えますが、会長のお考えはいかがですか。

繰り返しになりますけれども、正確かついち早く視聴者に伝えることが重要な使命だというふう

○高井委員 答えていただいていいなんですが。  
　これは本当に、政権との距離との関係で、特に  
　に認識いたしております。

私は、これも百歩譲つて、ほかの分野のスクープをとることはまだよしとしても、まさに政権との距離といふものは公共放送として最も気を使わなければならぬことではありますから。別に、NHK全体の体制というよりも、一解説委員であつたり記者だつたりかもしれません。ぜひ、こういふ大きな視点から、会長として指導力を發揮していただきたいということをお願いしておきます。

う場合は、N H K が定める二次使用料を支払つておりまして、子会社だからといって、他社より有利に活用していることはないことを確認いたします。

ん行きますが、受信料の集金。  
これは、外部委託されて、先般も、本当に言葉  
にするのも恥ずかしいような不祥事が起こりました。

いただきたいと思います。  
それでは、最後にNHK会長にお伺いしたいのは、人事の話であります。

した。  
また、そもそも、素材を提供するかどうかの判断は「玉手箱」でござる。

た。相変わらずこの不祥事が続いていますが、実は、私は、この外部委託というのに大変疑問を持っています。

前回も、これも私は畠井体制の大きな弊害だった。優秀な、公共放送の使命を理解した多くの人材が、上層にとつてはしご、うら、よこへつづく

会社の業資金が一百五十九億あるて、これを東芝銀行に預けた。これで年利六%を受けることにならないよう、改善の指導をしていた。しかし、十年たつても何も変わっていない、むしろふえていているということで、今回も検査院は、適切な規模を検証して配当を要請するなど指導監督を適切に実施することを、N H K そして子会社に対しても求めています。

第三者に絡む部分ですけれども、関連団体の事業運営につきましては、まずNHK本体が適正に管理するという取り組みを、NHKグループ経営改革としてただいま推進しております。それに加えまして、NHKは、関連団体の事業判断できないルールになつております。

私自身、学生時代にNHKの受信料集金アルバイトをやって、本当にこれはモラルが、相当高いモラルを持つてやらないと、結構、インチキというかモラルに支えられている。そういう意味では、やはり本来、職員がやるべきである。

職員が仕事をかわらされた、あるいはN E Kのタ  
に出ていったということがありました。ぜひ、私  
は、この人事を改めて会長のリーダーシップで見  
直していただきたいと思っています。

実は、会長の任期と、それから副会長がやはり  
非常に重要なわけですが、副会長の任期が  
同じなんですね。三年というのは、これは放送法

に定められているので、法改正しないとしようがないんですが、同じ時期に就任されているという慣例がずっと続いている。もう過去四代、外部の方がいきなりNHKに、上田会長だけは監査委員を務められていたから内部のことわかつていてるでしようけれども、ほかの方は、いきなり来て副会長を任命しようと、そんなの選べるわけないです。大体、誰かから推薦をされた方がなつて、それが三年間ずっと同じ副会長を務める。理事も、就任してすぐに新たな理事の任期改選期を迎える。私は、この人事のローテーションがちょっとおかしいんじゃないかと。

これは実は、海老沢会長が辞任をした時期がちょうど一月で、それに合わせてもうずっとそれ以降は一月なんですが、かつては七月三十一日

だつたと聞いています。

私は、この人事ローテーションをどこかで戻さないと、特に副会長という極めて重要な方を選任するのがおかしくなつてしまつと思うんですけど、これはなかなか、考え方、放送法を変えることでない。いつから選ぶかというのは、これはもうNHK会長の判断だと聞いていますので、例えば再任をして、少しあつてから辞任をしていただくなれば、過去、理事でそういうケースもあつたと聞いていますし、あるいは、任期途中でも自発的にやめるということも含めて、こういったことを会長の代にぜひ戻してほしいと思うんですけれども、会長、そういうお考えはござりますか。

○上田参考人 お答えいたします。

今、先生の方からありました副会長の任命に関して、私の場合は、会長に就任することが決まりますから、経営委員会に同意を求めるまで、二ヵ月の検討期間がありました。それと、堂元元副会長とは、三年間にわたって仕事をする機会を持つ中で、会長を補佐し、業務を遂行してもらうのに適任であると考え、副会長に任命いたしました。

副会長の任期は放送法で三年と規定されており、そのあり方にについて、法律を遵守する会長の立場でコメントすることは差し控えたいと思いま

すが、理事の任期につきましても、同様に放送法の方で二年ということで規定されておりますので、会長の立場でコメントすることは差し控えたと思います。

○高井委員

現時点ではそういうお答えかもしませんけれども、これはぜひ、三年間ありますので、猶予というか、よく考えてみてください。

あと私は、もうそろそろNHKの内部から会長になつていただくようなことも、次にバトンタッチするということも上田会長の大きな仕事ではないかなと思っていますので、三年間ぜひじっくり考えていただきたいと思います。

それでは、会長、どうぞ、もうここで結構で

ざいます。ありがとうございます。

それでは、次は総務大臣にお聞きをしたいと思

います。

実は先般、去年の年末、横浜市で情報漏えいがあつたという事が産経新聞のトップに、マイナンバー関係で千二百人の、内規違反で情報漏えいが起つたという記事があつて、その翌一月四日、ことしの一月四日に、職員の不正会計や情報漏えい防止を首長に対策を義務づける、地方自治法改

正へという新聞がありました。

この改正案で、内部統制を行うという案だと聞いておりますが、これは私もいいことだと思います。ただ、情報漏えいとか不正会計とか、こういったものを求める余りに、自治体の職員に過度な負担になつてはいけない。今、ただしさえ自治体の職員は大変な業務をたくさん抱えて、社会問題が複雑化して、いろいろなことが自治体任せといふか、自治体に頼らなきやいけないという状況になつていますから、やはりリスクを防止するためのシステムというのはできるだけ簡易なもので、そして効果的な方策であるべきだと考えます

が、大臣のお考えはいかがですか。

○高市国務大臣 今回の地方自治法改正案でござくといふことになります。

いますが、内部統制制度を地方公共団体に導入す

るということによって、行政サービスの提供など事務上のリスクを評価、コントロールし、組織として事務の適正な執行を確保する体制を整備、運用するというものでございます。

この内部統制制度の導入ですが、地方公共団体において、リスク管理というの非常に重要なもの

最小化などに資するものと考るんですけれども、非定期業務への対応など、一定の限界もござりますから、コストと効果が見合わないような過度な内部統制とならないように留意すべきだと考えております。

総務省からは、先行的なモデル事例を御紹介

たりして、必要な情報提供と技術的助言によつて支援をしてまいりたいと思います。

○高井委員 ありがとうございます。ぜひそう

いった情報提供などを、簡素な、そして効果的なものをしてほしいと思うんです。

そこで、一つ提案があるんですが、特に私はITを専門にやつておりますので、実は、情報漏えいを防ぐ方法として、結構これはもう民間企業では取り入れられている仕組みですけれども、暗号化して、たとえその情報が漏えいしたとしても、それがもう無価値になるような仕組みといいうのがあります。例えば、ファイルが破壊されてしまうとか、文字が読めないような形にする、そういう技術がありまして、こういったものを採用すれば、私は自治体の負担は大きく軽減されると考えています。

こういったものを例えば国として認証して推奨するとか、あるいは、そういったものを導入する自治体に對して補助金を交付する、そういうふたこと御検討する考えはありますか。

○高市国務大臣 例ええばマイナンバー制度におきましても、情報連携がことし始まる予定でござりますけれども、情報のやりとりについて符号を使い、番号そのものでやりとりをしないといった対応、これをまさに地方公共団体と一緒に行つていい

と、これは、都道府県・指定都市に対しまして財務に關する事務を対象とする内部統制を義務づけるものでございますが、その他の事務について

は、地方公共団体の御判断によって内部統制の対象に追加するということが可能になつています。

情報のリスク管理というのは非常に重要なものですから、既に総務省で策定したガイドラインをもとに、各地方公共団体でセキュリティーポリシーを策定していただき、また、最高情報セキュリティ責任者の設置を初めとした人的セキュリティの強化、インシデント即応訓練の徹底などに努めさせていただいております。

情報漏えいなどのリスクに対しては、職員端末からの情報持ち出し不可設定などを図つて住民情報流出を徹底して防止する方法ですか、LGW

AN接続系とインターネット接続系を分割すると、それから、都道府県と市区町村が協力して自治体情報セキュリティクラウドを構築して高度な情報セキュリティ対策を講じることによって、多角的、総合的な抜本対策を推進しています。

しかし、情報に関するリスクというのは日々多様化しておりますので、これからも技術などの動向にしつかり留意しながら、全国の地方公共団体と密接に連携して、セキュリティ対策に万全を期すべく努めてまいります。

○高井委員 情報漏えいといふのは、本当に私は、不正会計と並んで、あるいはそれ以上に、今センシティブな、重要な課題だと思いますので、

しっかりと一方で、過度にやり過ぎると、本当に自治

体の職員には際限ない負担がかかるといふものでありますから、私は、やはり効率的なITの技術

というものを活用した方策というのをぜひ検討していただきたいと思います。

きょうは個人情報保護委員会にも来ていただきていますが、マイナンバーの中で、既に自治体職員に情報漏えいに關しては大変厳しい規制というが、大臣のお考えはいかがですか。

り、萎縮してしまって、というような点があると聞いております。

今私が申し上げましたような暗号化の技術であつたり、そういったものを導入すればこの報告義務なども免除されるというようなことを、例えば、これは特定個人情報保護委員会名のものなんですか。けれども、「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応におけるQ&A」というのを出しておられますけれども、こういったものの中に書いていただくというだけでも、大きく自治体の負担は軽減されるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。  
先生御指摘の漏えいに関する報告についてでございますが、当委員会といたしましても、マイナンバー制度について、公的部門におけるしっかりと体制を構築して国民の信頼を確保するといった観点から、報告を受けた委員会におきまして、必要に応じて、再発防止策等について助言指導を行つております。

それから、委員会に寄せられた報告を分析いたしまして、他の機関におきましても、漏えいなどが起きたデータの内容あるいは状況のいかんによらず、同様の誤りやエラーが起きないようにする啓発も大事だというふうに思つております。実際に、四十七都道府県におきまして説明会を開催するなど、広く周知活動を行つております。

また、報告内容の検討に当たりましては、事前に自治体等の御意見を聞いた上で、自治体の現場の業務に過度な負担とならないように、事実関係、再発防止策など、A4一枚程度の必要最小限のものに絞つております。

このような前提を踏まえてということになりますけれども、漏えい事案等の報告については、マイナンバー制度の運用が進む中で、実効性のある手法について、その実態を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○高井委員 考え方は大変結構だと思いますので、ぜひ、こういったITの技術を活用した効果

的な具体策を考えいただきたいと思います。  
それでは、最後のテーマに入ります。

個人情報保護条例が、個人情報保護法が大改正され五月三十一日から施行されます。実は、自治体の条例が全部ばらばらだという、これは二千個問題なんという言い方をしていますけれども、これを、実は三月二十九日まで、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会、総務省の検討会で検討して、取りまとめが行われた。そこで、ではモデルになる条例をつくろう、そのモデル条例に合わせて各自治体に変えてもらおうということなんですが、ただ、これはモデル条例が一つ示されただけなんですね。

自治体ごとに全然ばらばらな個人情報保護条例、特に大きなところでは、例えば、個人情報ファイルや保有個人情報という極めて重要な、その用語の定義もない自治体がかなりたくさんある。これは、モデル条例一つだけでは対応できないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○時澤政府参考人 お答えいたします。

今回の地方公共団体にお示ししようとしています条例改正のイメージでございますが、これは、個人情報の定義の明確化でありますとか、要配慮個人情報の取り扱いでありますとか、非識別加工情報の仕組みの導入に関する行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえまして、条例の改正を行う場合に考えられます。改正後の条文というものを想定しております。

このイメージでございますが、個人情報ファイル簿の作成、公表について規定しているなど、個人情報保護条例に行政機関個人情報保護法と同様の規定を置いている場合というものを想定して作成をしたものでございます。

他方で、現在、個人情報ファイル簿ではなく、個人情報取扱事務登録簿を作成している地方公共団体が多くございます。こうした団体におきましては、個人情報保護法では、審査に当たりましての基準といたしまして、国民生活の実現、経済社会もしくは、まさに国民生活全般にかかる新たな産業の創出とか活力ある経済社会を目的とするものなのに、住民生活という言葉が、国民生活を住民生活と置きかえているんですけど、今回のピッゲデータの収集、分析をして、それを活用しようという事業は、決してその地域の住民だけのためじゃなく、まさに国民生活とすべきじゃないかと考へます。

○高井委員 これは、既にもう三月二十三日に鳥取県が先行して条例案をつくっているんですが、まさに今この問題ですね。個人情報取扱事務登録簿

としては、鳥取県は使っているんですけど、そこに新たに、今回の条例で個人情報ファイル簿という、全く同じ概念なのに二つの言葉が出てくる、あるいは、個人情報取扱事務というのと同じ概念の保有個人情報という言葉が同じ条例の中に二つも出てきて、非常に法律あるいは条例のたてつけとしては二重構造になつてしまつておかしいのではないかと思いますけれども、この点はいかがですか。

○時澤政府参考人 鳥取県におきましては、これまで、個人情報取扱事務登録簿を作成されております。

今回の条例改正では、個人情報取扱事務簿に加えまして、非識別加工情報の仕組み導入等のため、個人情報ファイル簿の策定の規定を設けることとしたと承知をしております。

これは、先ほども若干申し上げましたけれども、いわゆるデータベース化されていないものも含めます。

扱われている事務の内容を明らかにする観点から、引き続き個人情報取扱事務登録簿を公表するという場合も考えられるところでございます。

また、個人情報ファイル簿の作成を待つのではなく、当面、個人情報取扱事務登録簿によりまして、非識別加工情報の提案を募集するということを考えられることが検討会でも議論されたところでございます。

このような場合には、現行の条例における個人情報取扱事務登録簿の規定は存置しつつ、条例のイメージでお示ししている個人情報ファイル簿の規定を整備することとなるものでございますけれども、私どもとしましては、条例イメージの前提となります。考え方や異なる場合の対応も想定をいたしまして、地方公共団体に対しても、個別のことも想定しながら、丁寧に説明をしつつ、個々の相談にも応じていきたいというふうに考えております。

○高井委員 これは、既にもう三月二十三日に鳥

取県が先行して条例案をつくっているんですが、まさに今この問題ですね。個人情報取扱事務登録簿

としては、鳥取県は使っているんですけど、そこに新たに、今回の条例で個人情報ファイル簿とい

う、全く同じ概念なのに二つの言葉が出てくる、あるいは、個人情報取扱事務というのと同じ概念の保有個人情報という言葉が同じ条例の中には、豊かな国民生活とすべきないと考へます。

○時澤政府参考人 御指摘のとおり、行政機関個人情報保護法では、審査に当たりましての基準といたしまして、国民生活の実現、経済社会もしくは、まさに国民生活ということがうたわれております。

この点に関しまして、条例改正のイメージで言えば、豊かな住民生活の実現に資するものというふうに示しておりますけれども、これは、個人情報を保護条例が、地方公共団体が保有する個人情報を対象としたものでございます。主に、当該地域の住民の権利利益を個人情報の有用性に配慮しつつ保護するということを目的としたものであることを踏まえまして、改正のイメージの規定例として示したところでございます。

地方法團体の立場といたしましては、保有する個人情報を加工して得られる非識別加工情報の活用によりまして、まずは、地域における豊かな生活の実現に役立つかどうかという視点が求められているものと考えておりますが、データ利

活用という新しい取り組みが豊かな国民生活につながっていくといふことも期待をしているところです。

○高井委員 時間が来たので終わりますが、大臣、これはかなり、経団連あるいは新経済連盟、それから首長の有志連合、規制改革推進会議でも大きなテーマとして取り上げられていて、正直、このモデル条例、非常に短期間でつくったイメージがあつて、結構、いきなり案文が出てきて、皆さん、えつと驚いているような状況でもありますし、そもそも、やはりこれは国の法律で統一してつくるべきだというのが、自治体の中からもそういう声がたくさん出ておりますので、ぜひこの問題、真剣に御検討いただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○竹内委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

きょうは、裏で財務金融委員会もやっていますが、財務金融委員会は何かまだいま森友学園一色みたいで、それに比べてこの総務委員会は、竹内委員長のもと、ほぼちゃんと総務委員会らしい質疑がなされていること、感謝を申し上げたいと思います。私が感謝しても仕方ありませんが。今、高井委員から二千個問題の話がありました。私、質疑はしませんが、本当にこれは大事な問題だと思っていまして、私も、ちょっときょろはやりませんが、また改めてこれはやりたいと思ひます。大変、何といいますが、できの悪いと言つたら怒られるな。ね、高井先生。ちょっと眞面目にやつているのかと思えるような報告書がまとまっています。これは、そのままでとても、今これから時代に対応できるとは思えません。二千個問題に本当にどう対処していくのか、これは改めてまた時間をいただいて、私も政府に対して問い合わせてしまいたい、こう思います。

さて、きょうは、幾つかあるんですが、まず、高市大臣、恐縮でございますが、報道もされてい

ます寄附金控除の話ですね。

これは実は、政治家、衆議院議員であれ何であれ、議員がみずから政党支部に寄附をして、寄附控除を受けるということが結構蔓延している部分があります。

我が党は早々に、内規、党の規約にもう書いたかもしませんが、寄附金控除等を通じた国會議員の利益享受については禁止をしています。加えて、利益享受禁止法案というものを提出させていただいています。

高市大臣、今後、こういう形で利益を、いわゆる寄附金控除を受ける、政党支部に絡む、これはもう控えられるということでよろしいでしょうか。

○高市國務大臣 法律に関する御質問でしようか。（足立委員「まずは大臣」と呼ぶ）

まず、寄附金控除の対象となるかどうかということは、最終的には、国税当局の御判断、それから政治資金規正法及び租税特別措置法上の規定によるものだと思います。

基本的に、政党支部というは政党の一分枝でございますから、例えば政党支部の支部長になつてゐる者だけの政治活動をサポートする組織ではございませんので、そういう意味から、政治資金規正法及び租税特別措置法上は問題はないと思われています。

きょうは、裏で財務金融委員会もやっていますが、財務金融委員会は何かまだいま森友学園一色みたいで、それに比べてこの総務委員会は、竹内委員長のもと、ほぼちゃんと総務委員会らしい質疑がなされていること、感謝を申し上げたいと思います。私が感謝しても仕方ありませんが。今、高井委員から二千個問題の話がありました。私、質疑はしませんが、本当にこれは大事な問題だと思っていまして、私も、ちょっときょろはやりませんが、また改めてこれはやりたいと思ひます。大変、何といいますが、できの悪いと言つたら怒られるな。ね、高井先生。ちょっと眞面目にやつしているのかと思えるような報告書がまとまっています。これは、そのままでとても、今これから時代に対応できるとは思えません。二千個問題に本当にどう対処していくのか、これは改めてまた時間をいただいて、私も政府に対し

は、政党支部に対して寄附をしたという場合であつても、その領収書を自分の税理士に送付することはありません。

○足立委員 ありがとうございます。

大臣は、制度はともかくとして、個人、高市大臣が、一人の政治家としてはこれはされないという御決意を伺いました。私は、これは大変賢明な御判断だと思っていまして、さすがであると思ひます。もともと私は高市大臣のことを尊敬申し上げておりますが、本件についてもさすがだなというのが率直なところです。

ただ、加えて、やはり制度に、私は、これはもちろん租税ですから、財務省あるいは国会でまた議論していかなければと思いますが、これはひどい制度でして、国民の皆様にぜひマスコミもしつかり報道していただきたいと思います。

例えば、政治家が、自分が支部長を務める政党支部に二千万円まで年間寄附できます、二千万円まで。例えば、年間五千万の収入がある議員の場合、高市大臣は公表されている数字はそこまではないですが、五千万の収入がある議員であれば、それから年間二千万の寄附を目いつぱいする

としましよう。すると、五千万の収入に対して二千万の寄附金控除を受けられ三千万になります。したがつて、二千万円分の、例えば所得税が四〇パーセントであれば、要は一千万円以上のキックバック

というか利益享受、要は税金をまけてもらえるということがあります。

私自身のことについての御質問でございましたら、報道されたのは平成二十四年度の確定申告でございます。例年二月に、今もそうでございますが、税理士から、団体への寄附、それから医療費、保険料などの領収書を送るようとにいうこと

が、政党支部は自分と同一じゃないんだから別にいいんだという議論もあるかもしれません、これは山尾さんと一緒にですよ。山尾さんが、後援会が供花を出していた、これは法律違

反だと責められたら、いや、間違っていました、これは適正な寄附金控除だから、今大臣がおつしゃつたように、政党支部は自分と同一じゃないんだから別にいいんだという議論もあるかもしれません、これは山尾さんと一緒にですよ。山尾さ

んがら、後援会が供花を出していた、これは法律違法で確定申告を行い、国税当局において適切に判断された上、その年は控除を受けたと理解をしていま

す。

しかしながら、さまざまに批判を受けるというものは私としても本意ではありませんから、今後

が。

もう余り時間がないのでさらっとやりますが、この問題は、例えば高市大臣が、高市大臣という例はよくないです、誰か議員が自分の政党支部に例えれば一千万の寄附をしましよう。これは帳簿上そうしておけばいいんですね、実際にお金が動かなくても。それはいかぬか、法律違反だな。だから、例えれば政党支部に一千万の寄附をします。その一千万を丸々、組織活動費として議員に戻すことができます、政党支部ですから。できますね、できます。それから、その政党支部から一千円を自分の後援会、大臣の後援会に移すことだってこれはできるんですよ。大臣がされているかどうかは、私は確認していませんが。

結局、政党支部を使えば、彼らでも政治家だけは税金を逃れる、所得税を逃れることができる。大臣から、疑惑があるならやめるということですが、いわゆる昔の自民党、昔の社会党、民進党はないですか。（発言する者あり）ちょっと民進党には小川筆頭を筆頭に、また御調査をいただければと思ひます。

たくさんの議員がこれをやっています。私は、国民の皆様が、大変厳しい中、税負担に耐えていたいている、負担をしていただいている中で、ひとり国會議員だけがこういう形で税の控除を受けるというのは、とても国民の理解するところにはならない、こう思っています。

大臣には、個人として控えるというのは、私はそれはそれで御見識だと思うので敬意を表しますが、これは租税だけじゃなくて、政治資金規正法や総務省が持つていてる制度も関連しますので、総務省として、眞面目にちょっと制度を、これで本当にいいのか、今のままの制度で国民の理解が得られるのか、御検討いただく余地はないですか。

○高市國務大臣 現在、総務大臣としての立場でございますので、総務大臣としての立場を離れた答弁ができないことは御理解をいただきたいんですけど。

政党支部への寄附に係る寄附金控除ですが、こ

れは政党活動の自由に係る問題でござりますので、総務省の方から、例えば租税特別措置法ですとか政治資金規正法の規定について、これは誤った規定であるというような、規定の適否を申し上げたり、また改正の要否について申し上げるということは適當ではないと思っております。

特に政党活動の自由ということになりますと、それぞれの政党によって支部の活動の様様は違うかもしれませんけれども、少なくとも私ども自民党の支部で考えますと、自分の小選挙区の領域内にある全部の市町村支部に対して、毎年交付金も出しておりますから、大方、自分の政治活動に使えるという金額はかなり限定されているものだろうと思います。

さまざま態様があると思いますので、これはやはり政党活動の自由という観点から、法律改正の是非も含めて、各党各会派で御議論いただきて、その改正ということが了承された場合には、それはそれで結構なんじゃないかと考えます。

○足立委員 ありがとうございます。ぜひ、これは私は検討していつたらいといたします。

また党としてしつかり提案を、これまで申し上げていますが、しつかり御提案をしてまいりたいと思います。

マスコミにはぜひお願いしたいのは、やはりこういうふうに、政治家がどういうふうにお金を動かしているのかというのをちゃんと報道した方がいいと思いますね。国会議員全員、少なくとも国會議員については調べるのは簡単ですから、こういう形で寄附金控除等を受けているか受けていないうちに、受けているなら幾らか。これは、国籍の履歴とあわせて、国会議員のお金の問題と国籍の問題は、突然国籍の問題が出て恐縮ですが、そういう経緯は明らかにしていくべきであるとお訴えをしておきたいと思います。

さて、委員長、委員長と言つてもあれだけれども、毎回総務委員会では、私、竹内委員長に大変お手間をおかけして、議事録の修正に応じてきたところでありまして、特に総務委員会では今後、

委員長のお手を煩わすことがないよう身を正していきたい、こう思つております。身を正すとは

事録を削除しても、衆議院の公式映像には残つてあります。

それで、先月の中旬に、竹内委員長が議連委の佐藤委員長に申し入れをしていただきました。議

を議連に持ち込んでいただいたということで、感

謝を申し上げたいと思います。

実は、週末、私、自分の、いろいろな方が私の質疑をユーチュープに上げていただいているので、それをちょっと見ていたんですね。自分で自分を見るのも余りないんですけども。

すると、二月の十六日の総務委員会において、私が地方自治法、住民訴訟ですね、小池さん、石原さんが打たれているものとか、私の地元でもいろいろあります、沖縄でもいろいろあります。あ

あいう住民訴訟のようなことが頻発をして、元職

が、それも、例えば小池さんが石原さんを責める

とか、普通は行政は元職を守ればいいと思うんで

すけれども、裁判で逆の反面に立つということが

最近多いわけですね。現職が元職を刺すというよ

うなことが最近ふえているわけです。

それは、住民訴訟の議論は、今国会にまた地方

自治法が出てくるということですので、提出され

ていますので、そのときにゆっくりやりたいと思

います。

その議論をしたときに、余りそういうことを

やつていると大変なことになりますよ、それこそ韓国みたいになっちゃいますよと申し上げたんで

いますが。

その議論をしたときに、余りそういうことを

やつていると大変なことになりますよ、それこそ韓国みたいになっちゃいますよと申し上げたんで

いますが。

その議論をしたときに、余りそういうことを

やつていると大変なことになりますよ、それこそ韓国みたいになっちゃいますよと申し上げたんで

いますが。

○岡田参事 ありがとうございます。ぜひお願いします。

○岡田参事 お答えいたします。先生御指摘の事象につきましては、映像は映つておるんですが、一、二秒、音声が途絶したとい

うものでございます。

これは、極めて機械的なふぐあいで発生したと

いう推定のもので、現在、鋭意調査中でございま

す。

○足立委員 こういうことは過去にも頻繁にあるんでしょうか。

○岡田参事 過去にこのような事象が生じたとい

うこととはちょっと把握してございません。

○足立委員 録画で公式にちゃんと衆議院に蓄積

していくというのは、ごめんなさい、通告してい

ないけれども、大体でいいですよ、いつごろから

やっているんですか。わかりますか。わからな

かつたらいいや。わかる、大体。

○岡田参事 平成十年ごろと承知してございま

す。

○足立委員 だから、もう二十年近くやつている

中で、実は初めてらしいんですね。初めて公式映

像が、さつきあつたように、配信はされたんだけ

れども、だから、ここで抜けているとかいうこと

ではなくて、ちゃんと映像としては配信されたん

だけれども、録画する時点で抜けた。これは、

この二十年の衆議院の映像録画史上初めてらしい

のですが。

私は、これは事故だと思ってますよ。辻元清美議員の何か関係者が衆議院の中にいるとか、そ

ういうことは言いませんが、事故ですね、これ

は、いや、意図的だったら、これはもう大変な問

題になると思います、衆議院の中で。

事故だと思いますが、ちゃんと事故調査をやる

べきだと思いますが、お願いできますか。

○竹内委員長 岡田庶務部長、手を挙げて発言してください。

○岡田参事 先生には御迷惑をおかけしたこと

をやっていますよ、こう申し上げつつ、しっかりと原因の究明に努めてまいります。

私も、頻繁にあるのかなと思って、公式映像とはそんなものかなと思っていたんですが、音声が欠損しているのは、二十年間で、この足立の韓国と言つてあるところが初めてだということだそう

です。

別に私は、韓国云々と言うつもりは全くないん

です。小池都知事のように、現職が元職を余りたたくと、それは、だつて、組織でやつて、退職金も限られている中で、議会の承認を得ている中で、それを余りやりますかと。地方自治法の問題が私はあると思いますが、住民訴訟の。

いずれにせよ、初めての欠損ですので、調査を

しっかりしていただきたいと思います。

最後に、法務省、来ていただいてるかと思いま

ますが、実は、森友学園の問題はもう私は総務委員会ではやらなければなりませんが、ある弁護士が私にこういう指摘をしてくれています。なぜ財務省や国交省に文書がなくても許されるのか、交渉記録が一切なくても許されるのか、これは国民訴訟がないからじゃないかと。

国民訴訟、何でないか、ちょっと一言いただけますか。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

国または公共団体の法規に適合しない行為の是正を求めるタイプの訴訟、これは民衆訴訟と呼んでおりますが、これが、行政事件手続法に定めておりますが、これが、行政事件手続法に定めておりまして、同法によりますと、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができます。

したがつて、現行法のもとでは、委員御指摘の

ような訴訟を提起することは、制度が用意されていない以上、できないということになります。

では、住民訴訟と類似の仕組みをつくりて、國

民からの訴えに基づいて、國のする契約や支出の

適法性を裁判所が審査する仕組みを制度として新たに設けることについて考え方をいかかというこ

となるかと思いますが、この点につきましては、財政に関する國会の権限との関係、それから

会計検査院の憲法上の位置づけ、司法権の本質と

裁判所の役割、その他憲法上の問題を含めて検討する必要があるというふうに考えられます。

このように、憲法との関係もございまして、慎重に検討する必要があるということで、現行法のもとでは制度として設けられていないということにならうかと思います。

○足立委員 もう時間が超過しましたので終わりますが、会計検査院が調査に入ります。森友学園については。もし会計検査院が、国民が納得するような検証結果が出ない場合には、国民訴訟の法制化、これが必要になるという意見を申し上げて、質問を終わります。

○竹内委員長 ありがとうございました。

○田村(貴)委員 日本共産党的田村貴昭君。

○国営諫早湾干拓事業と有明海再生についてきよ

うは質問をします。開門差し止め訴訟の和解協議がこの一年余り続

いてまいりました。しかし、三月二十七日に、長崎地方裁判所はこの和解協議を打ち切りました。

一九九七年、今から二十年前に潮受け堤防の排

水門が閉め切られて、その後に有明異変が生じま

した。地方議会では、多くの意見書が可決されました。

開門を求める意見書七十六件、有明海の再生

を求めるものは五十六件、そして開門の反対を求

めるものの二十七件を含めれば、百五十九件もの意

見書が政府に対して出されました。

国策が、九州の有明沿岸四県の自治体と、そし

て住民、関係者を長期にわたり翻弄し続けてま

いました。そして、今、和解協議決裂のもとで、ますます溝が深まっています。

このことについて、最初に、高市大臣、個人的なことでも結構ですけれども、思いがあれば、また御所見があれば伺いたいと思います。

○高市国務大臣 謙早湾の干拓事業につきましては、総務省の所管外のことです。

総務大臣としての職責にありますことから、個人的な考え方といったスタンスで私から答弁しがた

いということについては御理解を賜りたいと思います。

本件は、やはり所管省において適切に対応されべき事柄だと思います。

○田村(貴)委員 では、さよう、農水省細田政務官にお越しいただきました。ありがとうございます。

では、和解協議が実らなかつた、今後どうしていくのかということです。訴訟を長引かす

ということは、これは農林水産省も望むところではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○細田大臣政務官 今、先生御指摘ございました諫早湾の潮受け堤防の開門問題をめぐっては、裁判所の相反する判断が存在し、複数の争訟が現在でも提起されているという非常に困難な状況にあるというふうに認識をしております。

このようなかで、長崎地裁による開門を前提としない和解勧告を受け、長崎地裁での一年を超える和解協議を行つてきましたところでございますが、その結果として今般和解に至れなかつたことは、大変残念に感じております。

私ども農林水産省としては、問題の解決に向けて、引き続き、争訟が提起されております本件をめぐる一連の争訟に適切に対応してまいりたいと

いうふうに考えております。

○田村(貴)委員 この訴訟を続けていくといふことは、一つは、確定判決に農水省は従つていませんので、これまで約八億円近い制裁金を漁民原告に払い続けている。これからも、毎日九十万元、間接強制金を延々と支払い続けていく。

確定判決に従わず、そして制裁金を支払う、それを国民の原資の税金から払うことについては、

これは國民は納得しない話であります。裁判を延々と続けていつもらちが明かないから和解協議になつた。和解協議が成功しなかつたんだつた

ので、開門を前提としないということに縛られな

いはずであります。これから、農業者、漁民、そ

して農水省が、和解あるいは新たな場面での協議

す。有明海問題を何とか解決したいから、三者は和解協議のテーブルに着きました。裁判を続けていけば、今政務官がおつしやられた、その相反する二つの法的義務に縛られて、農水省も望まぬところの係争を続けていくことになります。そうであるならば、これは仕切り直しをするしかないわけなんです。協議をし続けるしかなんないです。そ

の協議の場をやはり設ける必要があると思いま

す。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

国いたしましては、長崎地裁が一年以上の和解協議を経てお示しになりました本年一月の和解勧告を重く受けとめまして、これを基礎にいたしまして協議の進展を図るべきというふうに考えておりましたが、本件をめぐりましては、開門を求める方々と開門に反対する方々との主張には大きな隔たりがござります。今回、裁判所の和解勧告に基づく和解協議では問題の解決に至ることができませんでした。

そのような状況にござりますので、委員の御指摘につきましては、現状において極めて難しいと言わざるを得ないと、いうふうに考えてございま

す。

○田村(貴)委員 六つの裁判を延々と続けていつても、これは光は見えません。今までの裁判がそ

うだつたじやないですか。和解協議に至つても、合意は得られなかつたじゃないですか。

長崎地裁の訴訟指揮は、開門によらない解決案が前提であります。これに無理がありました。

その長崎地裁をしても、二月二十四日、開門しな

くということでは、これはいつまでたつてもらち

が明きません。それはもう御存じですよね、ずっとやつてゐるんですから。和解協議で歩み寄ろうとして、それでだめだつたんだつたら、やはり協

議しか解決するすべはないわけなんですよ。

そこで、漁業者の原告は、和解のステージにや

はりみんなが着くことを望んでいます。農水省のイニシアチブを発揮していただこうと強く求めたいと思います。

毎日新聞三月二十八日付に、武田真一郎成蹊大

学法科大学院教授のコメントが載っております。

そこには、農漁共生のためには、やはり開門も選択肢の中に入れなくてはなりません。そして、農漁共生の知恵を出し合うことがやはり何といつても解決への道につながると思います。

そのためには、やはり開門も選択肢の中に入れなくてはなりません。そして、農漁共生の

存の知恵を出し合うことがやはり何といつても解

決への道につながると思いますけれども、この基

本的なスタンスについては、政務官、いかがで

しょうか。

○細田大臣政務官 今、種々お話をございましたが、長崎地裁の和解協議においては、先生から御指摘があつたとおり、裁判所から開門を前提としない和解勧告というのが行われました。これが開門を求める方々には受け入れられず、開門にかかる基金と開門についての並行協議を行つても和解

成立の見込みが高いとは言えないので、和解協議を打ち切るという長崎地裁の判断が示されたところです。

他方で、福岡高裁の和解協議においては、同高裁判から、長崎地裁の和解協議が進行しないとなれば、審理に戻さざるを得ないという考えが示されています。

このように、現在、複数の争訟が並行して行われているということもございます。私ども農林水産省としては、今後、複数の争訟が並行して行われているところです。

そのような状況にござりますので、委員の御指摘につきましては、現状において極めて難しいと言わざるを得ないと、いうふうに考えてございませんでした。

そのような状況にございますので、委員の御指摘につきましては、現状において極めて難しいと

言わざるを得ないと、いうふうに考えてございま

す。

○田村(貴)委員 一連の訴訟に適切に対応してい

くということでは、これはいつまでたつてもらち

が明きません。それはもう御存じですね、ずっと

とやつてゐるんですから。和解協議で歩み寄ろうとして、それでだめだつたんだつたら、やはり協

議しか解決するすべはないわけなんですよ。

そこで、漁業者の原告は、和解のステージにや

はりみんなが着くことを望んでいます。農水省のイニシアチブを発揮していただこうと強く求めたいと思います。

毎日新聞三月二十八日付に、武田真一郎成蹊大

学法科大学院教授のコメントが載っております。

そこには、農漁共生のためには、やはり開門も選択肢の中に入れなくてはなりません。そして、農漁共生の

存の知恵を出し合うことがやはり何といつても解

決への道につながると思いますけれども、この基

本的なスタンスについては、政務官、いかがで

しょうか。

○細田大臣政務官 今、種々お話をございましたが、長崎地裁の和解協議においては、先生から御指摘があつたとおり、裁判所から開門を前提としない和解勧告というのが行われました。これが開門を求める方々には受け入れられず、開門にかかる基金と開門についての並行協議を行つても和解

成立の見込みが高いとは言えないので、和解協議を打ち切るという長崎地裁の判断が示されたところです。

他方で、福岡高裁の和解協議においては、同高裁判から、長崎地裁の和解協議が進行しないとなれば、審理に戻さざるを得ないという考えが示されています。

このように、現在、複数の争訟が並行して行われているところです。

そのような状況にござりますので、委員の御指

摘要につきましては、現状において極めて難しいと

言わざるを得ないと、いうふうに考えてございま

す。

○田村(貴)委員 六つの裁判を延々と続けていつ

ても、これは光は見えません。今までの裁判がそ

うだつたじやないですか。和解協議に至つても、合意は得られなかつたじやないですか。

長崎地裁の訴訟指揮は、開門によらない解決案が前提であります。これに無理がありました。

その長崎地裁をしても、二月二十四日、開門しな

くということでは、これはいつまでたつてもらち

が明きません。それはもう御存じですね、ずっと

とやつてゐるんですから。和解協議で歩み寄ろうとして、それでだめだつたんだつたら、やはり協

議しか解決するすべはないわけなんですよ。

そこで、漁業者の原告は、和解のステージにや

はりみんなが着くことを望んでいます。農水省のイニシアチブを発揮していただこうと強く求めたい

と思います。

毎日新聞三月二十八日付に、武田真一郎成蹊大

学法科大学院教授のコメントが載っております。

そこには、農漁共生のためには、やはり開門も選択肢の中に入れなくてはなりません。そして、農漁共生の

存の知恵を出し合うことがやはり何といつても解

決への道につながると思いますけれども、この基

本的なスタンスについては、政務官、いかがで

しょうか。

○細田大臣政務官 今、種々お話をございましたが、長崎地裁の和解協議においては、先生から御指

摘要につきましては、現状において極めて難しいと

言わざるを得ないと、いうふうに考えてございま

す。

○田村(貴)委員 六つの裁判を延々と続けていつ

ても、これは光は見えません。今までの裁判がそ

うだつたじやないですか。和解協議に至つても、合意は得られなかつたじやないですか。

長崎地裁の訴訟指揮は、開門によらない解決案が前提であります。これに無理がありました。

その長崎地裁をしても、二月二十四日、開門しな

くということでは、これはいつまでたつてもらち

が明きません。それはもう御存じですね、ずっと

とやつてゐるんですから。和解協議で歩み寄ろうとして、それでだめだつたんだつたら、やはり協

議しか解決するすべはないわけなんですよ。

そこで、漁業者の原告は、和解のステージにや

はりみんなが着くことを望んでいます。農水省のイニシアチブを発揮していただこうと強く求めたい

と思います。

毎日新聞三月二十八日付に、武田真一郎成蹊大

学法科大学院教授のコメントが載っております。

そこには、農漁共生のためには、やはり開門も選択肢の中に入れなくてはなりません。そして、農漁共生の

存の知恵を出し合うことがやはり何といつても解

決への道につながると思いますけれども、この基

本的なスタンスについては、政務官、いかがで

しょうか。



さて、安倍政権は働き方改革を掲げております。

日本郵便に伺いたいと思います。

昨年十二月のブラック企業大賞二〇一六で、大賞の電通に統いて、日本郵便がウエブ賞と特別賞の二冠に選ばれたと聞きますが、御存じかというふうに思います。

○立林参考人 お答え申し上げます。  
ブラック企業大賞につきましては承知をしておりますけれども、そのところがござりますけれども、その受賞理由といたしまして、パワー・ラスマントを原因とする訴訟があるということを伺いたいと思います。

一部係争中の事件もございますので、コメントにつきましては差し控えさせていただきたいと存じますけれども、社員の意識向上に向けた対策を講じるなど、パワーハラを生まない職場環境の整備に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○梅村委員 そうですね。今、電通で大変大きな問題となる中、ウエブ投票では電通の二倍の、断トツ一位の、日本郵便に対する、働き方にに対するさまざまなお意見があつたというふうに聞きました。

今御紹介がありましたがけれども、その受賞理由としては、まあ受賞といつても、本来は喜ぶべきものなんですねけれども、今回はなかなか喜ぶことはできない受賞だとは思ふんですけども、まずは、福岡の飯塚市、郵便局に勤めていた当時四十歳の男性社員がつづ病などで休職をする、販売用の年賀はがきを受け取るために局を訪れた際に、駐車場にとめて、心疾患のため死亡された。遺族が、死亡したのは上司のパワーハラによるストレスが原因だとして一億円の損害賠償を提訴し、これについては、昨年十月福岡高裁で判決が言い渡され、死亡とパワーハラとの因果関係は認めなかつたすけれども、裁判所は、局長が面談で

いつやめもらつてもいいぐらいだと発言したことをパワーハラと認定し、三百三十万円の支払いをうふうに思います。

また、私は埼玉に住んでおりますけれども、さいたま新都心郵便局も、年賀状販売など厳しいノルマがあって、そしてミスをした、その結果、大勢が出席する朝のミーティングでお立ち台に上げられて、大勢の中で反省を迫られる職場環境の中でもうつ病を発し、そしてそれを治すために異動願を何度も出したけれども拒否をされ、結果的にお子さんも残されて自死をされた事件もありました。昨年、これについては和解となつていていうふうに見聞きしております。

こうした事例があるということを重く受けとめています。それで、ミスをしたらみんなのなかでお立ち台に立たされと言われるということは、やはり人としての尊厳が傷つけられるような、そういう実態が告発されているということをぜひ重く受けとめていただきたい、現場の声を聞き、こういう労働環境を正していく。まさに安倍政権が今働き方改革を言っているわけですから、その先頭に立つていただきたいということをまずお願いしたいと思います。

それで、この間、国会論戦や若い方々の運動もありまして、眞の働き方改革が求められる中で、厚労省が、長時間労働の是正について、企業名の公表もしながら是正をしていくということで、この一月にもまたその内容が強化されたと聞きますが、それについて御説明をお願いしたいと思います。

○土屋政府参考人 お答え申し上げます。  
委員御指摘の企業名の公表につきましては、從来から労働基準法などの違反の疑いで送検した事案につきまして原則公表しておつたところでござりますが、平成二十七年の五月からは、一步踏み込んで、複数の事業場で違法な長時間労働が行われている企業の名前を、是正指導した段階で公表

するという仕組みを導入したところでございます。

さらに、昨年末に厚生労働大臣を本部長とする長時間労働削減推進本部において取りまとめた

「過労死等ゼロ」緊急対策に基づきまして、本年の

一月からは、企業名の公表の要件につきまして、その要件に過労死等の労災認定があつた場合を追加するとともに、違法な長時間労働の要件につきまして、月百時間超から月八十時間超に拡大をす

るなど、強化を図ってきたところでござります。

○梅村委員 労働者の皆さんから出されている声との関係では、まだこれについても実効性が乏しい条件もあると思いますが、ただ、国の制度として企業名の公表が初めてスタートをしているということなど、いろいろ到達もあるかというふうに思います。

きょうは時間の関係でこちらから述べさせていただきたいと思いますけれども、先ほどの御紹介は、資料の一にあります、平成二十七年の五月の段階は月百時間超だったのが、高橋まつりさんの事例なども踏まえてだと思いますが、月八十時間超、そして過労死や過労自死での労災支給決定などについてもその指標の条件にされていくということが新たに加わったかというふうに思います。

本当に、労働者の皆さん命と健康を守るために、やはりしっかりと基準が私は改めて必要だというふうに思います。

それで、日本郵便につきましては、こちらから御紹介させていただきますけれども、一枚目に、この間、三六協定違反そしてサービス残業も含めた労基署からの是正勧告がこのように行われているという資料があります。やはり是正勧告というものは、法令違反であり、日本郵便としても重く受けとめて改善を図つていただきたいというふうに思います。

点の認識はどのようになつてているかを御答弁いただきたいと思います。

○立林参考人 お答え申し上げます。

当社におきましては、未払い残業につきましてはあつてはならないことというふうに考えておりまして、従来から、勤務時間の適正管理に取り組んできたところでござります。

したがいまして、労働時間を適正に管理するため、社内におきまして、管理者による事前の超勤命令、超勤命令簿への記録の徹底、日決め帳票等客観的証左と超勤命令簿との対査、勤務時間等に関する職場の問題点を社員が申し出ることができる勤務時間相談室の設置、そして、遅くまで残ることが美徳といった職場風土の改革などに取り組んでいるところでござります。

こうした取り組みを徹底させ、引き続き、適正な勤務時間管理を推進してまいりたいと考えております。

○梅村委員 そういう努力をしているということですけれども、その結果、そういう事例は余り現場ではないのか、そういう努力をしていくけれどもまだやはりサービス残業はあるのか、そこ辺の、御努力の中身はわかりましたけれども、実態としては現場はどうなつているのかという認識ではいかがでしょうか。

○立林参考人 お答え申し上げます。  
日本郵便の、特に郵便、物流関係の事業におきましては、労働力の確保が重要な課題ということになつてござりますけれども、私どもいたしましては、正社員につきましては必要数を採用しておりますが、採用する社員につきましては必要数を採用しております。正社員につきましては必要数を採用しておりますが、採用する社員につきましては必要数を採用しております。

同時に、きょう聞きたいのは、まだ是正勧告にはなつていませんけれども、労働者の皆さんが泣き寝入りしているケースがあるのでないか、この

つきましては、従来からの勤務時間の適正管理というふうなところをこれまで以上に徹底させて推進してまいりたいと考えております。

○梅村委員 その乖離が、私は、働き方改革を日本郵便で行つていく上では一番大事なところだというふうに思います。

今、いろいろ手だてをする中で必要なサービスができるといふことの御答弁だったたといふうに思いますが、保たれていたのが今の現場ですし、また、もう保たれ切れなくなつて、誤配とかいろいろな問題が出てきているということを私たちは聞いております。

例えば、春闘も行われましたけれども、その春闘アンケート、これは五千人以上の方々が参加するアンケートです。どんな声があるかといいますと、深夜勤において休憩、休息がとれないのが当たり前となつていて、労働者の超過勤務を当然視した上での政策は異常だ、サービス残業がなくならない、こういう声がこの春闘アンケートを見るとかなりあるわけですよ。

それを読んでいらっしゃれば今のような御答弁はできないといふうに思いますが、こういう働く皆さんの出された長時間労働やサービス残業の問題、超勤があるんだということを言つていてると思いますが、こういう声というのを聞いていらっしゃいませんか。アンケートとかは読んでいらっしゃいませんか。確認させていただきたいと思います。

○立林参考人 お答え申し上げます。

繰り返しで恐縮でございますけれども、私も勤務時間管理に関する取り組みを引き続き徹底させることにより、未払い残業を根絶してまいりたいと考えております。

○梅村委員 その徹底がやはり現場の皆さんとの関係ではできていないところが私は問題点がある

のではないかなどというふうに思いますが、その現状認識にまづしっかりと立つていただくことが、対策の違いになつていくのではないかと思います。

私、ある都内の郵便局に勤める方にお話を聞きまして、たら、大体六十人ぐらいの皆さんのが集配をしていらっしゃるというふうに聞きました。昔は、ただおうちのポストに入れていく、そういう配達が多かつたのが、今は競争が激しくなつて、追跡番号を含めた郵便物がとても多くなつていて。そちらになると、ピンポンと一回押して、いなければまた帰つていくことも含めて、その番号順に、郵便番号順に並べると、追跡のものを、やはりどういうふうに配達するのかという手間暇が以前よりもとても現場ではかかるようになつてきてるわけですね。

ですから、八時からチャイムが鳴つて勤務が始まらんだけれども、それからそろえていては終わらないということで、その職場では、三分の一ぐらいの方々が、八時ではなく七時ぐらいに来て、自分なりに準備をし、やつていて。

では、それは働く人の勝手じゃないかというふうに言われるかもしれませんけれども、でも、そ

れは、それをやらなければ終わらない、しかも、そういう方々は、今お休みもとらずに配つていてる現状があるというお声を聞きました。そういう現状をどんなふうに受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○立林参考人 お答え申し上げます。

現時点におきまして、全事業所を対象とした勤務実態調査を行う予定はございませんけれども、繰り返しになりますが、勤務時間管理に関する取り組みを引き続き徹底させ、未払い残業を根絶してまいりたいと考えております。

○梅村委員 先ほどの御答弁ではそういうものが

あれば解決していくことですから、労働者

の皆さんからそういう声が上がれば積極的に解決

していただけるということでおろしいでしよう

か。

○立林参考人 お答え申し上げます。

先ほどのとおり、取り組みを徹底させることに

も、郵便、物流関係の事業につきましては、現

在、労働力の確保がとても重要な課題ではござい

ますけれども、現状におきまして、総体としては

必要な労働力を確保しているものといふうに認

識してござります。

また、未払い残業につきましても、当然あつて

はならないことでござりますので、繰り返しで恐

縮でござりますが、管理者による事前の超勤命

令、そして超勤命令簿への記録の徹底等の従来か

ら取り組んでまいりました諸施策を徹底させることにより、根絶をしてまいりたいと考えております。

○梅村委員 現場のアンケートでは、今サービス

残業があるんだというふうに言つております。

公社時代には、当時の生田総裁が決断し、全国

調査を行い、当時、三十二億円の未払いを解決し

たというような決断をされた時期もありました。

これだけ働き方改革が社会問題となり、今御指

摘させていただきましたように、ブラック企業特

別賞にもなるような日本郵便への社会的な評価が

現在あるわけですから、やはり労働者からの申告

を待つのではなく、公社以来の実態調査を今だから

らこそ本社先頭を行い、積極的に未払いがあれば支払う、そうした取り組みを私は今やるべきだと

いうふうに思いますが、いかがでしようか。

ですから、八時からチャイムが鳴つて勤務が始まるなんだけれども、それからそろえていては終わらないということです。その職場では、三分の一ぐらいの方々が、八時ではなく七時ぐらいに来て、自分なりに準備をし、やつていて。

では、それは働く人の勝手じゃないかというふうに言われるかもしれませんけれども、でも、そ

れは、それをやらなければ終わらない、しかも、

そういう方々は、今お休みもとらずに配つてい

る現状があるというお声を開きました。そういう現状をどんなふうに受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○立林参考人 お答え申し上げます。

現時点におきまして、全事業所を対象とした勤

務実態調査を行う予定はございませんけれども、

繰り返しになりますが、勤務時間管理に関する取

り組みを引き続き徹底させ、未払い残業を根絶し

てまいりたいと考えております。

○梅村委員 先ほどの御答弁ではそういうものが

あれば解決していくことですから、労働者

の皆さんからそういう声が上がれば積極的に解決

していただけるということでおろしいでしよう

か。

○立林参考人 お答え申し上げます。

先ほどのとおり、取り組みを徹底させることに

も、郵便、物流関係の事業につきましては、現

在、労働力の確保がとても重要な課題ではござい

ますけれども、現状におきまして、総体としては

必要な労働力を確保しているものといふうに認

識してござります。

また、未払い残業につきましても、当然あつて

はならないことでござりますので、繰り返しで恐

縮でござりますが、管理者による事前の超勤命

令、そして超勤命令簿への記録の徹底等の従来か

ままで強化をされた部分だというふうに思いますが、これに基づいて、日本郵便としては対策を打つ点はございませんか。

○立林参考人 お答え申し上げます。

労働時間の適正な管理のために、管理者による

事前の超勤命令や超勤命令簿への記録の徹底等の

措置を引き続き徹底させてまいりたいと思つております。

○立林参考人 今は現認ということですね。タイ

ムカードだとかそういうので客観的につかんでい

くという対策には踏み出すつもりはないんでしょ

うか。

○立林参考人 今は現認ということですね。お

答え申し上げます。

ムカードだとかそういうので客観的につかんでい

くという対策には踏み出すつもりはないんでしょ

うか。

に思います。

時間の関係がありますので、最後に聞きたいと思思います。この表で、三六協定の問題について伺つていただきたいと思います。

この間、特別条項について、表の三なんですがれども、二ヶ月、これまで百六十九時間が百六十時間になりましたけれども、九時間減らしたこの根拠というのは、どういう点でこういう時間になりましたでしょうか。

○立林参考人 お答え申し上げます。  
社会的な長時間労働は正の動きに対応をさせていただいたものでございます。

○梅村委員 しかし、二ヶ月百六十時間だと、過労死危険ラインの八十時間にひつかかってしまうという御認識はありますでしょうか。

○立林参考人 お答えいたします。  
あくまでもマックス、最長の時間ということです以上でございます。

○梅村委員 その最長の時間が過労死危険ラインになつているということは、それを超える可能性があるということを否定しないということですか。

○立林参考人 お答え申し上げます。

御指摘の点につきましては、社員の健康管理に十分注意しながら対応をしてまいりたいと存じます。

○梅村委員 過労死や過労自死をされた遺族の方々が、今政府で議論されている月八十時間の過労ラインを上限規制にしようとする問題に、長時間労働にお墨つきを与えるようなものだということを本当に声を上げていらっしゃるんですね。

一番冒頭に、ブラック大賞の特別賞になつたというようなのは、パワハラ、そしてそういう労働問題があつた、そして自死をされた方々だというふうに思います。やはりそういう方々の声を聞けば、この八十時間をいわゆる特別条項に掲げるのではなくて、しっかりと大臣告示の週十五時間、月四十五時間、年間三百六十時間、この時間

に、規制に穴を開けるような特例は設けるべきではないということを最後に要望したいと思います。

日本郵便の働き方改革について、大臣に最後に伺いたいと思います。

○高市国務大臣 日本郵便から平成二十九事業年度事業計画を提出いただきました。その中でも、御認識を伺いたいと思います。

「人材は最も重要な経営資源」とされておりまし

た。この事業計画の認可に当たり、私からも、「将来に向けた経営基盤強化のための投資を行うに当たっては、「働き方改革」を含む社会経済情勢を踏まえつつ、利用者利便の向上等に配意すること。」

今後、具体的な取り組みについては日本郵便の経営判断によって適切に対応いただくことになり

ますけれども、社員の方々、ユニバーサルサービスを提供するために本当に懸命に活躍をいたしておりますので、心身ともに健やかに、生き生きと仕事をしていただける環境づくりを期待いたします。

○梅村委員 最後の御答弁、本当に私も求めたい

と思ひます。労働者が安心して働けてこそ、ユニバーサルサービスを果たすことができると思います。長時間労働やノルマ、パワハラなどで悲劇は生んではならないと思います。対策、改善を強く求めて、質問を終わりたいと思います。

○竹内委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。

本日は、GPSを利用した捜査の適法性が問われた三月十五日の最高裁判決に関連して、何点か尋ねたいと思います。

○立林参考人 お答えいたします。

社会的な長時間労働は正の動きに対応をさせていただいたものでございます。

○梅村委員 しかし、二ヶ月百六十時間だと、過労死危険ラインの八十時間にひつかかってしまうという御認識はありますでしょうか。

○立林参考人 お答えいたします。  
あくまでもマックス、最長の時間ということです以上でございます。

○梅村委員 その最長の時間が過労死危険ラインになつていることは、それを超える可能性があるということを否定しないということですか。

○立林参考人 お答え申し上げます。

御指摘の点につきましては、社員の健康管理に十分注意しながら対応をしてまいりたいと存じます。

○梅村委員 過労死や過労自死をされた遺族の方々が、今政府で議論されている月八十時間の過労ラインを上限規制にしようとする問題に、長時間労働にお墨つきを与えるようなものだということを本当に声を上げていらっしゃるんですね。

一番冒頭に、ブラック大賞の特別賞になつたと

一つは、GPS捜査が個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うことから、個人のプライバシーを侵害するものという判断を明確に示し、公権力による私的領域への侵入を伴う検査だと断じた点です。これは、裁判において検察側が主張した、尾行や張り込みと比べ、プライバシー侵害の程度は大きくないという主張を退けたものと理解します。

二点目は、GPS捜査が、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的・利益を侵害することを理由に、令状を必要とする強制捜査であること

を明らかにしたことです。これも、裁判所の令状

が不要な任意捜査だという検察の主張が覆りました。

そして、三点目、大変重要なポイントなんです

が、現行の刑訴法が規定する令状では適正手続の保障の観点から疑惑が残るため、GPS捜査に当たっては、憲法と刑訴法の諸原則に適合した新たな立法措置が望ましいと指摘した点です。仮に令状が必要だとしても、現行刑訴法が定める令状で可能だという検察の主張、これもまた真っ向から否定する内容であります。

このように、最高裁の判決は、これまで検察が主張し警察が行つてきた捜査を否定する内容と言つていいと思いますが、この判決、まず警察庁はどのように受けとめていらっしゃいますか。

○高木政府参考人 お尋ねの判決は、広域にわたる連続侵入窃盗事件において、被告人を含む犯人格ーブが夜間に車で高速度で広域移動するなどして尾行が困難なため、移動追跡装置を被告人の使用車両に取りつけて、その位置情報を取得した事案に関するものであります。

車両に使用者らの承諾なくひそかにGPS端末を取りつけて位置情報を検索して把握する、いわゆるGPS捜査については、これまで警察において任意処分として実施可能と解釈して運用してきたところ、複数の公判事件においてその適否が争われ、任意処分の範囲内にとどまるか否かについて裁判所の判断が分かれました。先日、

最高裁判所において、強制処分に該当する旨の判決がなされたところであります。

警察庁といたしましては、最高裁判所判決を真摯に受けとめ、即日、都道府県警察に對して通達を発出し、移動追跡装置を用いて車両の位置情報を取得する捜査を控えるよう指示したところであります。

今後の対応については、本判決の内容を踏まえ、関係省庁とも必要な連携を図りながら、適切に検討してまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 次に、大臣に伺いたいというふうに思います。

一昨年四月の本委員会で、ガイドラインの見直しについて質問させていただきました。

そこで、令状を必要としても、本人の知らない限りで端末の位置情報が把握されたとすると、やはりプライバシーの侵害になるのではないか、

本人が全く知らないままでは、不服申し立てすらできなくなるのではないかという指摘をさせていただきました。

そのとき、大臣の答弁は、プライバシーが不当に侵害されるのではないかといった捜査の適正性について、刑訴法に基づく令状の取得などの手続において担保されるものと考へている、そ

ういう答弁をいたしました。

しかししながら、今回の最高裁判決、GPS捜査について、刑訴法が規定する令状を發付するところには疑惑が残るとして、新たな立法措置を求める内容となつております。

そもそも、このGPSの捜査という、これはやはり技術が進歩していく中での新たな捜査方法といふことになろうかと思いますが、そうしたことをついて刑訴法が十分想定を私はしていないなか

たんだどうと思います。

そこで、大臣に伺いますけれども、今回の最高

裁判の判決、大臣はどのように受けとめていらっしゃいますか。

○高市国務大臣 総務省では、通信の秘密や個人情報の適正な取り扱いに関して電気通信事業者が





務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に関する改正規定等は公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りまますようお願い申し上げます。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る六日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

#### 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案

##### (電波法)

第一条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号を次のように改める。

四 無線設備の設置場所(移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについて

は、それぞれ又はロに定める事項。第十一条第一項を除き、以下同じ。)

イ 人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。)その人工衛星の軌道又は位置

口 人工衛星局 船舶の無線局(人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うもののを除く。第三項において同じ。)、船舶

地球局、船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。)をいう。以下同

改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「必要」を「必要」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条

く。第五項において同じ。)及び航空機地

球局(航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線

通信を行うもの(実験等無線局及びアマ

チュア無線局を除く。)をいう。以下同

じ。)以外の無線局 移動範囲

第六条第一項第七号中「第三十八条の二第一項」の下に「、第七十条の五の二第一項」を加え、同条第三項第一号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「それら」を「これら」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その船舶に関する前項第一号イからチまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

5 第二十条第四項中「又は」を「、又は」に改め、同条第六項中「許可」の下に「ついて」を加え、同条第七項中「船舶局」の下に「若しくは船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)」を加え、同条第八項及び第十項中「準用する」を「ついて準用する」に改める。

6 第二十四条の二第四項第二号中「一年」の下に「(無線設備の点検を行つてに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超えて三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)」を加える。

7 第二十六条の二第一項中「、おおむね三年ごとに」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「及び」を「、及び」に

第五項とする。

第二十七条の十七中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改める。

第三十八条の三第一項第二号中「一年」の下に「(技術基準適合証明を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超えて三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)」を加え、同項第三号イ中「にあつては」を「には」に改める。

第三十八条の八第二項中「一年」の下に「(第三十八条の三第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、同号の総務省令で定める期間)」を加える。

第六十三条中「電気通信業務を行うことを目的として」を削る。

第七十条の五の次に次の一条を加える。

(無線設備等保守規程の認定等)

第七十条の五の二 航空機局等(航空機局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性(無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものと含む。)及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないことをいう。次項において同じ。)を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程(以下「無線設備等保守規程」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとす

る。

一 第七十二条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線

局の基準適合性を確認するものであるこ

と。

二 その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

3 第一項の認定を受けた免許人(以下この条において「認定免許人」という。)は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

5 認定免許人は、第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 認定免許人は、毎年、総務省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた無線設備等保守規程(第三項の変更の認定又は前項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に従つて行う当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について総務大臣に報告しなければならない。

7 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定を取り消すことができる。

一 第一項の認定を受けた無線設備等保守規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 認定免許人が第一項の認定を受けた無線設備等保守規程に従つて当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守

を行つてないと認めるとき。

三 認定免許人が不正な手段により第一項の

認定又は第三項の変更の認定を受けたと

き。

八 総務大臣は、前項(第一号を除く。)の規定

により第一項の認定の取消しをしたときは、

当該認定免許人であつた者が受けている他の

無線設備等保守規程の同項の認定を取り消す

ことができる。

九 第二十条第一項、第七項及び第九項の規定

は、認定免許人について準用する。この場合

において、同条第七項中「船舶局若しくは船

舶地球局(電気通信業務を行うことを目的と

するものを除く。)のある船舶又は無線設備が

遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無

線局のある航空機」と、「船舶の」とあるのは

「航空機」と、「船舶を」とあるのは「航空機

を」と、同条第九項中「前一項」とあるのは「第

七項」と読み替えるものとする。

10 認定免許人が開設している第一項の認定に

係る航空機局等については、第七十三条第一

項の規定は、適用しない。

第七十二条第二項中「第二十六条の二[第

三項]」を「第二十六条の二[第二項]」に、「場合にあ

つては」を「場合には」に改める。

第七十六条第一項中「三箇月」を「三月」に改

め、同条第三項中「その他」を「その他」に、

「三箇月」を「三月」に改め、同条第四項第一号中

「六箇月」を「六月」に改め、同条第五項第一号中

「すべて」を「全て」に、「六箇月」を「六月」に改

め、同条第八項中「並びに」を「、並びに」に改

め、「第二十七条の十三第一項の」を削り、「開

設計画」の下に「若しくは無線設備等保守規程」

第七十六条の三第一項中「第二十六条の二第

三項」を「第二十六条の二[第二項]」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第六条第

七項」を「第六条第八項」に改め、「免許手続」の

下に「、第二十四条の二[第四項第二号検査等事

業者の登録)」を、「特定無線設備」の下に「、

第三十八条の三第一項第二号(登録の基準)

を、「通信連絡」の下に「、第七十条の五の二第

二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保

守規程の認定等)」を加え、同項第二号中「第二

十六条の二第三項」を「第二十六条の二[第二項]

に改め、同項第三号中「若しくは第三十九条の

十一第二項」を「、第三十九条の十一[第二項]

に、「又は」を「、第七十条の五の二第七項若し

くは第八項の規定による無線設備等保守規程の

認定の取消し」に改め、「同項の規定による開

設計画」の下に「若しくは無線設備等保守規程」

を加え、「若しくは第七十九条第一項」を「又は

第七十九条第一項に改め、同項第四号中「指定

試験機関の指定」の下に「、第七十条の五の二第

一項の規定による無線設備等保守規程の認定

を加える。

第一百三十三条第一項第二十四号中「第一百二条の十

八第一項」を「前条第一項」に改め、同号を同

項第二十五号とし、同項中第二十三号を第二十

四号とし、第二十二号の次に次の一号を加え

る。

一三 第七十条の五の二第一項の規定によ

る認定を申請する者

第一百三十三条第一項中「場合は」を「場合には」

に改め、同条第二項中「九千九百八十五万九千

六百円」を「八千七百二十四万六千二百円」に、

「六千一百六十六万九千五百円」を「四千七百六十三

万三千八百円」に、「二千十二万九千八百円」を

「三百十五万四千八百円」に、「二千九百三十三

万三千五百円」を「一千三百八十二万八千六百円」

に改め、同条第三項中「あつては」を「には」に

改め、「五百四十円」を「四百二十円」

に試験並びにに改め、同条第五項中「場合は」

を「場合には」に、「五百四十円」に、「五百四十円」を

「場合には」に、「五百十円」を「四百二十円」に、

「二百円」を「百四十円」に、「五百四十円」を「四

百五十円」に、「であつて」を「において」に改

め、同条第七項中「二百円」を「百四十円」に改

め、同条第八項中「とき又は」を「とき、又は」

に、「三百円」を「百四十円」に改め、同条第十項

中「二百円」を「百四十円」に改め、同条第十一項

中「にあつては」を「には」に、「規定は」を「規定

は」に改め、同条第十二項及び第十三項中「場

合は」を「場合には」に改め、同条第二十一項中

「ときその他」を「場合その他」に改め、同条第一

十五項中「場合は」を「場合には」に改

め、同条第四十四項ただし書中「その他」を「

その他」に改める。

第一百一条中第二号を第三号とし、第一号を

第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第七十条の五の二第六項の規定による報

告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百十三条第二号中「第二十六条の二[第六項]

を「第二十六条の二第五項」に改める。

第一百六条第一号中「及び第二十七条の十六」

を「第二十七条の十六及び第七十条の五の二

第十九項」に改め、同条中第二十五号を第二十六

号とし、第二十二号から第二十四号までを一号

ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加

える。

二十二 第七十条の五の二第五項の規定に違

反して、届出をせず、又は虚偽の届出をし

た者

附則第十五項の見出しを削り、同項の前に見

出しとして「(電波利用料の特例)」を付し、同項

の次に次の二項を加える。

附則第十五項の見出しを削り、同項の前に見

出しとして「(電波利用料の特例)」を付し、同項

の次に次の二項を加える。

16 平成三十一年三月三十一日までの間ににおける前項の規定により読み替えて適用する第百三十三条第一項第二十四号中「第一百二条の十

八第一項」を「前条第一項」に改め、同号を同

項第二十五号とし、同項中第二十三号を第二十

四号とし、第二十二号の次に次の一号を加え

る。

二 第四十項の規定の適用については、同項中「十一」の三 地上基幹放送(音声その他の音響のみを送

信するものに限る。)を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該

地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備(当該設備と一体として設

置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び

置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備を設置するために必要な工

作物を含む。)の整備のための補助金の交付」とあるのは、イ 基準日において行われている衛

星基幹放送送信のうち、基準日の翌日以後引き続き行われるもの(実験等無線局を用いて行われる

衛星基幹放送送信のうち、基準日の翌日以後引き続き行われるもの(実験等無線局を用いて行われる

電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備(当該設備

の前日(以下この号において「基準日」という。)において設置されているイに掲げる衛星基幹放送送

信のうち、基準日の翌日以後にイに掲げる衛星基幹放送送信のうち、基準日の翌日以後引き続き行われるもの(実験等無線局を用いて行われる

電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備(当該設備

の前日(以下この号において「基準日」という。)において設置されているイに掲げる衛星基幹放送送

ために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付  
受信設備(基準日において第三章に定める技術基準に適合していないものを除き、増幅器及び配

線並びに分配器、接続子その他の配線のために必要な器具に限る。)であつて、口に掲げる衛星其

幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるもの

について、当該技術基準に適合させるために行われる改修のための補助金の交付その他の必要な

援助

別表第六の一の項中「一万六百円」を「一万二千七百円」に、「百十六万百円」を「百三十九万一千百円」に、
空中線電力が○・○ 千八百円
五ワット以下のもの
空中線電力が○・○ 千六百円
五ワット以下のもの
空中線電力が○・○ 三千八百円
五ワット以下のもの

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの三千六百円に、「四百四十七万四千九百円」を「五百三十六万九千

八百円」に、「九万三千六百円」を「十一万一千三百円」に改め、同表の二の項中「四万五千三百円」を「五万四千三百円」に、「二万四千七百円」を「二万九千六百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に、「四千二百円」を「五千円」に、「八千七百円」を「一万四百円」に、「一万六百円」を「一万二千七百円」に、「六万四千三百円」を「六万六千五百円」に改め、同表の三の項中「三百四十九万三千五百円」を「四百十九万二千二百円」に、「一億五千六百二十万千二百円」を「一億八千七百四十四万千四百円」に、「十五万八千六百円」を「十九万三百円」に、「三千八百七十三万四千五百円」を「四千六百四十八万四百円」に、「一億千六百九十一万千円」を「一億四千二十九万三千二百円」に、「二億六千二百六十万七千七百円」を「三億千五百十二万九千二百円」に改め、同表の四の項中「二百十四万五千三百円」を「二百五十七万四千三百円」に、「百七万四千円」を「百二十八万八千八百円」に、「二十一万六千九百円」を「二十六万二百円」に、「七万四千百円」を「八万八千九百円」に、「千四百六十六万三千六百

もの	千円	空中線電力が○・○一ワット未満のもの
を		空中線電力が○・○一ワット未満のもの
の五の項中「千八百円」を「一千百円」に改め、同表の六の項中「	一千二百円	空中線電力が○・○一ワット未満のもの

九万二千三百円」を「十六万九千四百円」に、「八千三百九十二万三千五百円」を「七千五百八十九万五千四百円」に、「四億千九百六十一万六千九百円」を「三億七千九百四十七万二千二百円」に、「五万九千円」を「一万六千七百円」に、「二十万四千八百円」を「二十二万七千七百円」に、「三百五十五万六千二百円」を「三百八十五万八千二百円」に、「六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの

同表の九の項中  
住民に対して災害情報等を直接伝達するため無線通信を行つものであつて、専らの特定の無線局（第一百三条の二第十五項第二号に規定するものであつて、五十四メガヘルツを超えて七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のみを通信の相手方とするもの

千円

災害情報等を直接伝達するた  
を行うものであつて、専ら一  
局(第一百三條の二第十五項第  
るものであつて、五十四メガ  
七十メガヘルツ以下の周波数  
するものに限る)のみを通信  
るもの

百十三万九千四百円」を「三百七十五万七千六百円」に、「五百五十七万五千五百円」を「百八十八万五千八百円」に、「三十二万三千五百円」を「三十八万八千二百円」に、「十一万五千五百円」を「十三万八千六百円」に、「二十九万五千九百円」を「三十五万五千円」に、「十五万三千七百円」を「十八万四千四百円」に、「三万九千九百円」を「四万七千八百円」に、「二万一千円」を「二万五千二百円」に、「八十六万四千

三百円」を「百三万七千百円」に、「四十三万八千円」を「五十二万五千六百円」に、「九万六千八百円」を「十一万六千百円」に、「一千八十万四千百円」を「千五百三十六万四千九百円」に、「六百万四十七千七百円」を「七百六十八万九千二百円」に、「一百二十九万七百円」を「百五十四万八千八百円」に、「一億百七十一万九千二百円」を「一萬三千百円」を「六千百三万八千三百円」に、「千二十一億二千二百六万三千円」に、「五千八十六万五千三百円」を「六千百三万八千三百円」に、「千二十一万三千百円」を「一千二百二十四万三千七百円」に、「三百四十四万三千四百円」を「四百十三万二千円」に、「二億五千百四十七万三千円」を「三億百七十六万七千六百円」に、「一億二千五百七十四万二千三百円」を「一億五千八十九万七百円」に、「二千五百十七万八千五百円」を「三千二十一万四千二百円」に、「八百四十三万五千百円」を「千十二万二千百円」に改め、同表備考第八号中「六百円」を「三百円」に、「五百円」を「二千円」に、「二万四百円」を「七千四百円」に、「三千九百円」を「千四百円」に、「千百円」を「五百円」に改め、同表備考第九号中「かわらず」の下に「一の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げる無線局にあつては」を加える。

三」に改め、同表の十三の項中「〇・四三九九」を「〇・四三七七」に改め、同表の十五の項中「〇・二二九五」を「〇・二二三三」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八一七」を「〇・〇八二三」と改める。

(電気通信事業法の一部改正)  
第二条 電気通信事業法(昭和)

十六号)の一部を次のように改正する。

円」を「千十二万二千百円」に改め、同表備考第一号中「六百円」を「三百円」に、「五百円」を「二百円」に、「二万四百円」を「七千四百円」に、「三千九百円」を「千四百円」に、「千百円」を「五百円」に改め、同表備考第九号中「かかわらず」の下に「一の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局については三百円、二の項に掲げる無線局にあつては」を加える。

別表第七の一の項中「〇・〇一八八」を「〇・〇二八四」に改め、同表の二の項中「〇・〇四八

号」の下に「、第八十七条第一項第二号」を加え  
る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一 条 第一条中電波法附則第十五項の見出しを削り、同項の前に見出しを付し、同項の次に一項を加える改正規定並びに次条及び附則第四条の規定 公布の日

条の改正規定、第二十七条の十七の改正規定、第六十三条の改正規定、第七十条の五の次に一条を加える改正規定、第七十六条の改正規定 第九十九条の十一第一項の改正規定（同項第一号中「免許手続」の下に、「第二十四条の二第四項第二号検査等事業者の登録」を「〔特定無線設備〕の下に、「第三十八条の三第一項第二号〔登録の基準〕」を加える部分及び同項第一号に係る部分を除く。）、第百三条第一項の改正規定、第百十一条の改正規定及び第百十六条の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

二第五項に規定する包括免許等の日に応當する日をいう。以下この項において同じ。)以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお從前の例による。

新電波法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧電波法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新電波法第百三条の二第一項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を置付する。

会等に諮詢

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)又は前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、それぞれ第一条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第二十四条の二第四項第二号若しくは第三十八条の三第一項第二号又は第七十条の五の二第二項第一号若しくは第三項ただし書の規定による総務省令の制定又は改廃のために、電波監理審議会に諮問することができる。

2 総務大臣は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の電気通信事業法第八十七条

第一項第二号の規定による総務省令の制定又は改廃のために、第二条の規定による改正前の電

気通信事業法第一百六十九条の政令で定める審議会等に諮詢することができる。  
(電気通信事業法第169条)

(電波法の一部改正に付し経過措置)  
第三条 施行日前に免許又は第一条の規定による改正前の電波法(以下この条において「旧電波法」という)第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局について、新電波法第二百三十条の二第一項、第五項、第六項及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等(同条第一項に規定する応当日(以下この条において

單に「应当日」という。又は新電波法第百二条の

第五

二第五項に規定する包括免許等の日に応當する日をいう。以下この項において同じ。)以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお從前の例による。

新電波法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧電波法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新電波法第百三条の二第一項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を置付する。

条第八項に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の項中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第四号ロ」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

理由

電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展に対応した規制の合理化を図るため、電波利用料の料額の改定、電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に係る規定の整備、登録検査等事業者及び登録認定機関がその業務に使用する測定器等の較正等に係る期間の延長等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成二十九年四月十四日印刷

平成二十九年四月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U